

令和2年度政府予算
提言・要望書
(県政課題全般事項)

令和元年6月11日

岩手県知事 達増拓也

目次

1	将来の大規模災害に備える仕組みの構築	1
	(内閣府・復興庁・総務省・消防庁・文部科学省・厚生労働省・国土交通省)	
2	国土強靱化地域計画を推進する財源の充実	5
	(内閣官房)	
3	火山防災対策への支援の強化	7
	(内閣府)	
4	災害応急対策等への支援	9
	(内閣府・農林水産省・国土交通省)	
5	災害時における要配慮者への支援の充実	11
	(内閣府・厚生労働省)	
6	TPP11、日EU・EPA及び今後の国際貿易交渉への万全な対応	13
	(内閣官房・外務省・財務省・農林水産省・経済産業省)	
7	地方の税財源の確保・充実	16
	(総務省・財務省)	
8	会計年度任用職員制度の導入に対する財政支援	18
	(総務省)	
9	公共施設等適正管理推進事業債の延長・拡充	20
	(総務省)	
10	陸上自衛隊岩手駐屯地の勢力維持	21
	(防衛省)	
11	マイナンバー制度の円滑な運用	22
	(内閣官房・内閣府・総務省)	
12	第三セクター鉄道への財政支援	24
	(国土交通省)	
13	縄文遺跡群の世界文化遺産登録への支援	26
	(文部科学省・文化庁)	
14	「平泉の文化遺産」の世界遺産追加登録等への支援	27
	(文部科学省・文化庁)	
15	地方消費者行政に係る財政支援の継続・拡充	29
	(消費者庁)	
16	水道の施設整備等に係る予算の確保	30
	(厚生労働省)	
17	北上川の清流化確保対策	31
	(総務省・経済産業省・国土交通省・環境省)	

18	最終処分場の新設等に対する支援 (環境省)	33
19	地域医療確保に必要な財政支援の拡充等 (総務省・文部科学省・厚生労働省)	35
20	診療報酬の改定等 (財務省・厚生労働省)	39
21	農林業における「産地づくり」 (農林水産省・林野庁)	41
22	野生鳥獣対策の継続・拡充 (農林水産省・環境省)	60
23	農地・森林・水産基盤の整備及び保全 (農林水産省・林野庁・水産庁)	63
24	公共事業予算の安定的・持続的な確保 (財務省・国土交通省)	71
25	直轄事業等の整備促進 (国土交通省)	73
26	物流の効率化など生産性向上に資する社会資本整備への支援 (国土交通省)	76
27	観光振興に資する社会資本整備等への支援 (法務省・財務省・厚生労働省・農林水産省・国土交通省)	78
28	災害に強い県土づくりへ向けた防災・減災対策への支援 (国土交通省)	81
29	暮らしの安全・安心の確保に必要な社会資本整備への支援 (国土交通省)	85
30	社会資本の戦略的な維持管理への支援 (国土交通省)	88
31	新たな教職員定数改善計画の策定 (文部科学省)	91
32	学校施設の耐震化推進等に係る支援措置の拡充 (総務省・文部科学省)	92
33	大学入試に係る英語の資格・検定試験検定料等の支援 (文部科学省)	95
34	日本列島北部の文化に関する研究機関の設置 (文化庁)	97

1 将来の大規模災害に備える仕組みの構築

東日本大震災津波からの復旧・復興に当たっては、これまでに経験のない大きな課題に直面しながらも、その解決のために鋭意取組を進めているところであり、東日本大震災復興特別区域法の一部改正や、職員派遣に要する経費に係る震災復興特別交付税措置の継続など、特別の支援をいただいているところです。

しかしながら、全国的に災害が多発する中で、復旧・復興業務に従事するマンパワーの確保や事業用地の取得は重要な課題となっています。

また、平成28年の熊本地震においては、被災地の災害医療支援を調整する人材の不足が再認識されたところであり、災害時医療人材の確保・育成は喫緊の課題となっています。

については、本県の取組や経験を日本全体で共有し、将来の大規模災害に備える仕組みを構築されるよう、次のとおり要望します。

《 要 望 事 項 》

1 大規模災害に備えて必要な職員を確実に確保する仕組みの構築

災害対策基本法や大規模災害からの復興に関する法律に基づく職員派遣制度が災害応急対策から復旧・復興の段階に至るまで有効に機能するよう、国と地方の事前協議による職員派遣ルールの設定や、復旧・復興期に不足が見込まれる技術職員等を確保・育成する体制の整備など、必要な職員を迅速かつ確実に確保できる仕組みを構築するよう要望します。

2 復興に要する土地等の私有財産制限のあり方検討

大規模災害においては、迅速な復興そのものが重要な公共の利益ですが、復興事業を進める前提として円滑な用地取得が必要です。

将来、発生が懸念される南海トラフ地震や首都直下型地震などの大規模災害時において迅速に復興することができるように、復興に係る公共の利益の増進と土地等の私有財産の制限のあり方などについて、幅広い議論・検討を進めるよう要望します。

また、防災集団移転促進事業により市町村が買い取る土地（以下「移転元地」

という。)についても、集約を円滑かつ速やかに進めるため、簡素な手続により地域ぐるみの土地交換ができるような制度や被災地の実情に即した現行手続の柔軟な運用について、検討するよう要望します。

3 災害時医療人材育成の取組及び支援の拡充

平成 23 年度以降、岩手医科大学災害時地域医療支援教育センターでは、東日本大震災津波の被災地としての経験を踏まえ、災害拠点病院以外の様々な職種を対象とした全国レベルの災害時医療人材育成研修を実施し、多くの人材を育成してきました。

本事業に対する国の支援は、平成 27 年度で終了しましたが、このような災害時医療人材の育成事業は、本来、国として主体的に取り組むべきものであると考えます。

国では、災害拠点病院のDMA Tを中心とした人材育成研修事業を実施していますが、現状のままでは、大規模災害時に必要な災害医療人材を確保することは困難であり、将来、発生が懸念される南海トラフ地震や首都直下型地震などの大規模災害に備えるため、災害時医療人材育成の取組を拡充するよう要望します。

また、平成 30 年度には文部科学省の「課題解決型高度医療人材養成プログラム」で「医療チームによる災害医療支援領域」が新設されたところですが、災害時医療人材育成に取り組む機関を適切に支援するとともに、恒久的かつ充実した制度として構築するよう要望します。

【現状と課題】

1 大規模災害に備えて必要な職員を確実に確保する仕組みの構築

- 被災自治体が個別に派遣要請を行う形では、必要な職員確保が難しい状況。特に、漁港や港湾、橋梁分野など全国的に職員数が少ない分野において人員確保が困難。
- 被災市区町村応援確保システムの運用開始など災害初期の対応については制度化が進展しつつある一方、中長期の課題に対応した仕組みの構築が必要。
- 総務省では職員派遣の企画調整を行う応援派遣室を新設（H31. 4）。

《岩手県における職員確保状況》

（各年度 4 月 1 日現在）

年度	正規職員	任期付職員	他県応援職員	再任用職員	合計	(参考) 欠員数
H29	151人	63人	129人	115人	458人	▲123人
H30	168人	46人	101人	127人	442人	▲93人
H31	158人	36人	62人	148人	404人	▲81人

《市町村における職員確保状況》 (各年度4月1日現在)

年度	必要数	確保数	不足数	確保率
H29	680人	632人	▲48人	92.9%
H30	586人	546人	▲40人	93.2%
H31	429人	410人	▲19人	95.6%

2 復興に係る土地等の私有財産制限のあり方検討

- 復旧・復興のためには、膨大な数の事業用地を迅速に取得することが必要。

《県事業関係》 (平成31年3月末現在)

地区数	契約予定件数	うち懸案件数						合計
		所有者不明	行方不明	共有	相続未処理	抵当権等	重複調整	
167	3,324	7	8	135	338	257	△55	690

※用地取得が必要な173地区のうち、167地区について権利者調査を実施済（上表はその内訳）。

※市町村事業については、県事業の3倍程度の契約予定件数が見込まれるが、ほぼ同エリアでの事業となることから、懸案件数も同様の傾向

- 移転元地を集約・一体化する際、個別交渉による土地交換は多大な時間と労力が必要。
- 市町村施行の土地区画整理事業は、これに代わる有効な手法の一つであるが、都市計画区域外では施行できず、また、手続が煩雑で長期にわたることから、本県被災地のような小規模集落を早期に整備する場合には適さない状況。
- 個人施行の土地区画整理事業（柔らかい区画整理）は、様々な手続が省略でき、比較的短期間で事業実施が可能であるが、同様に都市計画区域外では施行できず、また関係者全員の同意が必要であることから実施を断念した地区もある状況。
- また、被災市街地復興土地区画整理事業を導入できない都市計画区域外では、民有地を含む地域全体の土地の嵩上げをすることが出来ず、宅地ごとの高低差により、一体的な利活用の課題となっている状況。
- 前述のとおり、被災地における移転元地の土地交換には様々な課題があり、また、土地区画整理事業の活用ができない地域も少なくないため、市町村において鋭意調整を進めても、なお土地の集約が円滑に進まない場合も想定。
- そのため、被災地の実情に即し、簡素な手続により土地を集約できる制度（※）や土地の集約における手続の柔軟な運用についても、併せて検討することが必要。

※ 土地改良法における交換分合は、農用地に限られているが、地権者の2/3の同意で施行可能であり、かつ比較的簡素な手続で集約化が可能な制度の一例。

3 災害時医療人材育成の拡充

- 平成28年熊本地震においては、DMAT撤収後の各保健所レベルの災害対策本部にDMATロジスティックチームが派遣されるなど、急性期以降の中長期にわたる被災地の災害医療支援を調整する人材が不足している現状を再認識。
- 岩手医科大学（災害時地域医療支援教育センター）では、東日本大震災津波後、H23年度から文

部科学省大学改革推進等補助金を活用し、災害医療ロジスティクス研修など、様々な職種を対象とした全国規模の災害時医療人材育成研修を実施してきたところ。（事業期間：H23～27年度）

- 将来、発生が懸念される大規模災害に対応するためには、現在、国が実施している災害拠点病院のDMA Tを中心とした人材育成研修だけでは、必要な災害時医療人材を確保することが困難であることから、岩手医科大学が実施している全国の災害拠点病院以外（二次救急医療機関等）の幅広い職種を対象とした災害時医療人材の育成に継続して取り組むことが必要。
- 平成28年度から30年度は、岩手医科大学と本県が緊急避難的に経費を負担して事業を継続したが、このような全国レベルの災害時医療人材の育成は、将来発生が予想されている大規模災害に備えるため、本来、国として主体的に取り組むべきもの。

【県担当部局】 政策地域部 市町村課
総務部 人事課
復興局 まちづくり・産業再生課
保健福祉部 医療政策室

2 国土強靱化地域計画を推進する財源の充実

国土強靱化地域計画に基づき実施される取組に対し、平成 31 年度予算においては、関係 9 府省庁所管の 34 の交付金・補助金について、交付の判断に当たり、一定程度の配慮をいただいているところです。

今後、国土強靱化地域計画に掲げる施策を着実に推進するとともに、市町村における国土強靱化地域計画の策定を促進し、着実な施策の推進につなげるため、次のとおり要望します。

《 要 望 事 項 》

1 国土強靱化地域計画を推進する財源の充実

「岩手県国土強靱化地域計画」に掲げる施策を着実に推進するとともに、市町村における国土強靱化地域計画の策定を促進し、着実な施策の推進につなげるため、国土強靱化地域計画に基づき実施される取組に対する関係府省庁所管の補助金・交付金等について、優先枠や新たな補助金・交付金の創設など、財源の充実に図るよう要望します。

【現状と課題】

1 国土強靱化地域計画に基づき実施される取組に対する関係9府省庁所管の交付金・補助金の岩手県における平成30年度活用実績及び令和元年度の活用見込み

年度	平成30年度（実績）	令和元年度（見込み）
件数	572件	625件
事業費総額	540億円	696億円
補助金・交付金総額	287億円	359億円

※ 国から市町村等への直接交付分は除く。令和元年度の補助金・交付金総額は内定額。

2 防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策

- 国では、平成30年度から令和2年度年度にかけて、総事業費約7兆円の「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」を集中的に実施することとしており、本県においては、道路環境改善事業等、22事業において当該事業費を活用する見込み。

3 市町村における国土強靱化地域計画の策定の推進

- 岩手県全体の強靱化のためには、県内市町村においても国土強靱化地域計画を策定し、計画に基づく取組が進められることが重要であるが、現在、県内市町村においては、二戸市が平成30年9月に策定したところ。
- 平成29年度に実施した国土強靱化地域計画策定に関する市町村との意見交換会においては、計画策定が進まない理由として、計画に掲げる取組に対する確実な財源措置などのメリットがないことが挙げられたところ。
- 市町村における国土強靱化地域計画の策定を促進し、着実な施策の推進につなげるため、国土強靱化地域計画に基づき実施される取組に対する関係府省庁の補助金・交付金等の一層の充実が必要。

【県担当部局】政策地域部 政策推進室

3 火山防災対策への支援の強化

御嶽山噴火に伴う活動火山対策特別措置法の改正により、火山防災協議会の設置等、地方自治体における様々な対策が義務付けられたところですが、対策の実施に当たり、国においても必要な措置を講じるよう、次のとおり要望します。

《 要 望 事 項 》

1 火山防災対策への支援の強化

火山防災に係る観測・調査体制をさらに充実、強化するとともに、火山防災マップの作成等、自治体が行う火山防災対策について、財政面を含めた支援の強化を図るよう要望します。

【現状と課題】

1 県内火山の概況

- 本県に影響を与える活火山は、八幡平、岩手山、秋田駒ヶ岳、栗駒山の4火山。このうち、八幡平を除く3火山は、気象庁の常時観測火山とされ、24時間監視体制がとられているところ。
- また、活火山法の改正により、3火山の周辺市町村は、平成28年2月に火山災害警戒区域に指定され、同年3月に火山ごとに火山防災協議会を設置したところ。

区分	岩手山	秋田駒ヶ岳	栗駒山
火山災害警戒区域	盛岡市、八幡平市、滝沢市、雫石町	雫石町	一関市

2 火山避難計画の策定及び火山防災マップの作成状況

- 現在、県内の常時観測火山3山のうち、火山防災マップの作成が行われているのは、岩手山と秋田駒ヶ岳の2山であり、栗駒山は未作成。
- 岩手山

本県が平成7年から国の補助事業で実施していた「噴火警戒避難対策事業（砂防対策）」の中で作成していた火山災害予測区域図の原案を基に、平成10年の火山活動の活発化を受けて同年に立ち上げた岩手山火山災害対策検討委員会において噴火形態、規模を見直し、平成10年10月に火山防災マップを作成。岩手山火山防災協議会が平成30年3月に火山避難計画を策定するとともに、平成31年3月に火山防災マップを修正。
- 秋田駒ヶ岳

国交省湯沢河川国道事務所が「八幡平山系直轄砂防事業」として総合的な土砂移動監視システムの構築を念頭においた整備計画を進めるに当たり、火山防災対策の基本であるハザードマップの作成等、必要な項目を検討するため、秋田駒ヶ岳火山防災対策検討委員会を立ち上げ、平成15年2月に火山防災マップを作成。平成27年12月に秋田駒ヶ岳・秋田焼山火山防災協議会が火山避難計

画を策定。

○ 栗駒山

平成 28 年 3 月に設置した栗駒山火山防災協議会において、平成 29 年 3 月に水蒸気爆発を想定したハザードマップを、平成 30 年 3 月にマグマ噴火等を想定したハザードマップを作成。また、平成 31 年 3 月に火山避難計画を策定。

3 本県の今後の動き

- 岩手山については、岩手山火山防災協議会が平成 31 年 3 月に修正した火山防災マップを活用し、地域住民等に対する火山避難計画の周知活動を実施する予定。
- 栗駒山については、栗駒山火山防災協議会が平成 31 年 3 月に策定した火山避難計画等に基づき、火山防災マップを作成する予定。
- 今後、火山活動の状況を注視し、火山防災対策を検討。様々な課題に対する取組を行う必要。

【県担当部局】総務部 総合防災室

4 災害応急対策等への支援

地方自治体が行う防災対策や災害応急対策の実施に当たっては、各種事業や災害救助法等により支援していただいているところですが、更なる支援について、次のとおり要望します。

《 要 望 事 項 》

1 市町村の防災マップ作成等に対する財政支援

頻発する大雨災害等により、危険箇所や避難場所、避難経路等の住民等に対する周知などの取組の重要性が増していることから、既存の国の補助制度の見直しを行うなど、市町村における防災マップ作成等の取組に対して、一層の財政支援を講じるよう要望します。

2 災害応急対策に対する財政支援等

災害時においては、災害応急対策や汚泥・流木処理、災害廃棄物処理、さらには被災者支援など、多岐にわたる対策を県・市町村が連携して実施していますが、こうした対策は、被災自治体にとって大きな財政負担を伴うものとなっていることから、十分な財政支援を確実に実施するよう要望します。

3 災害救助法に基づく応急仮設住宅の供与期間延長に係る要件緩和

災害救助法に基づく応急仮設住宅の供与期間延長については、被災者一人ひとりの再建状況に応じた対応が必要であるため、特定非常災害に指定されていない災害においても延長可能となるよう要望します。

【現状と課題】

1 市町村の防災マップ作成等に対する財政支援

- 本県では、市町村における防災マップの作成・更新等が十分に行われていないのが現状。
(県内 33 市町村のうち約 1/5 が未作成。作成している市町村の大半では、最新の被害状況等を考慮した更新等が行われていない状況。)

- これは、市町村における専門職員の不足など、防災マップ作成等の防災対策の充実化を図るための環境が整っていないことも一つの要因。
- 市町村による防災マップの作成に係る国の補助事業については、国土交通省（浸水害のみ）、農林水産省（ため池等破損による浸水害）が設けられているが、対象となる災害や対象地域が限定されているため、あらゆる災害に対応したマップ作成が困難。

2 災害応急対策に対する財政支援等

- 災害時において、被災自治体は、住民等の要望に応じ、多岐にわたる対策を実施しているところであるが、その実施には多額の経費を要し、大きな財政負担となっているのが現状。
- 地域の被災の状況や地域経済に与える影響を考慮し、必要と認めて被災自治体を実施する対策等に対しては、十分な財政支援を確実にを行うなど、被災自治体への特段の配慮が必要。

3 災害救助法に基づく応急仮設住宅の供与期間延長に係る要件緩和

- 災害救助法による応急仮設住宅の供与期間は2年間となっている。
- 応急仮設住宅の供与期間延長を行うためには、「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律」に基づく特定非常災害として指定され、同法第8条の規定により建築基準法上の応急仮設建築物として存続期間が延長されることが必要であり、その場合に、内閣府と協議の上決定している。
- 全国的に特定非常災害の指定がない災害においても、災害公営住宅の建築状況、移転先の宅地造成工事等の理由により、応急仮設住宅の原則的供与期間内に恒久住宅への移行ができない被災者がいる。
- 当県においては特定非常災害に指定されていない平成11年軽米町雪谷川洪水災害の際に、県単独事業として応急仮設住宅の供与期間延長を行っている。
- 平成28年台風10号災害においては災害公営住宅等の完成予定が平成31年3月であり、応急仮設住宅の原則的供与期間内において恒久住宅への移行等が困難である。同災害も、特定非常災害に指定されていないため県単独事業として供与期間延長を行っている。
- 被災者の住宅再建は個人の被災状況や被災地の復興状況に大きく左右されるものであることから、応急仮設住宅の供与期間延長については、特定非常災害への指定といった全体の災害規模ではなく、被災者一人ひとりの再建状況を考慮した上で、災害救助法に基づいた救助として行われるべきである。

【県担当部局】 総務部 総合防災室
保健福祉部 地域福祉課

5 災害時における要配慮者への支援の充実

本県では、東日本大震災津波の経験から平成25年度に災害派遣福祉チームを設置し、これまで災害福祉支援体制の整備を進めてきており、平成28年熊本地震に際し、初めて派遣して以来、県内外の被災地へ同チームを派遣し、災害時における要配慮者の支援を実施しました。

国においては、平成26年度に体制整備に係る補助制度を創設いただき、また、実際のチーム派遣費用を災害救助費の対象としていただいたほか、平成30年度には災害時の福祉支援体制に係るガイドラインを策定いただいたところです。しかし、現行の補助額では、同チームの訓練等に係る必要額に不足する状況であるほか、災害救助法における位置付けが不明確であることから、依然として、都道府県の相互応援体制の構築や派遣経費負担等の具体的取扱いなどに課題があります。

については、災害時における要配慮者への迅速かつ適切な支援体制の充実を図るため、次のとおり要望します。

《 要望事項 》

1 災害救助法における救助の種類への「福祉」の追加

災害救助法第4条第1項の「救助の種類」に「福祉（介護を含む。）」を規定し、災害時における高齢者、障がい者等の要配慮者への福祉的支援が、災害救助の基本施策の一つであることを明確にするよう要望します。

また、同法第7条の「救助に従事させることができる者」に「福祉（介護）関係者」を明記し、必要な経費について災害救助費による支弁が可能であることを明確にするよう要望します。

2 災害派遣福祉チームの制度化

災害時に避難所や福祉避難所において、要介護高齢者や認知症高齢者、障がい者等の要配慮者個々の状態に応じた介護など、緊急に必要な支援の把握・調整を行い、要配慮者にとって良好な避難環境の整備・調整や介護、相談援助などを担う、社会福祉士や介護福祉士、介護支援専門員等の専門職員で構成する「災害派遣福祉チーム」を制度化するとともに、全ての都道府県において当該チームを派

遣・調整するシステムを早急に構築するよう要望します。

また、災害派遣福祉チームの組成、研修、訓練等の災害福祉支援体制の整備に支障を来さないために、現行の補助制度を拡充するなど十分な財政措置を行うよう要望します。

【現状と課題】

1 災害救助法における救助の種類への「福祉」の追加

- 災害救助法による救助の種類には「医療」についての規定はあるものの、「福祉（介護を含む）」に関する規定はなく、位置付けが不明確であることから、都道府県の相互応援体制の構築及び被災自治体の要請を受けて派遣された福祉・介護等の専門職員による支援について、経費負担等の具体的取扱いなどが課題。
- 東日本大震災津波では被災者の避難所生活が長期間に及び、要配慮者に対する福祉・介護サービスの提供や相談支援等の適切な対処、避難所環境の改善など、様々な福祉的課題への対応の必要性が強く認められたところであり、熊本地震及び台風第10号災害等においても同様の状況。
- 熊本地震及び台風第10号災害、平成30年7月豪雨災害における本県災害派遣福祉チームの活動については、内閣府等との協議の結果、避難所設営に係る経費として後付けで整理され、災害救助費の支弁対象とされたところ。
- 「平成28年の地方からの提案等に対する対応方針（平成28年12月20日閣議決定）」では、本県からの提案に対し、要配慮者に対する災害時の対応として、福祉避難所の設置や福祉サービスの柔軟な取扱いや、過去の災害で要配慮者への対応として行われた特例的な支援について、地方公共団体に周知する旨、内閣府から回答があったところ。

2 災害派遣福祉チームの制度化

- 本県においては、東日本大震災津波の経験を踏まえ、平成25年度に全国に先駆けて「災害派遣福祉チーム」を設置し、チーム派遣の仕組みを構築。
- 平成28年熊本地震では、災害派遣福祉チームとしては全国的にも初めての派遣を行ったほか、台風第10号災害では、県内の被災地（岩泉町等）へのチーム派遣を行い、現地の支援関係者等と連携して避難所等における要配慮者支援の充実強化に貢献。平成30年7月豪雨災害では、岡山県倉敷市の避難所へチーム派遣を行い、要配慮者のニーズ把握や福祉相談コーナーの設置等の活動を行った。
- 厚生労働省では平成26年度から「災害福祉広域ネットワーク構築支援事業」を創設し、災害福祉広域支援体制の整備等に係る経費について補助を行っているが、新たなチーム員の養成研修など、チーム派遣体制の確保に係る経費について、現行の定額補助では必要額に不足する状況。
- 「平成28年の地方からの提案等に対する対応方針（平成28年12月20日閣議決定）」では、本県からの提案に対し、災害時の要配慮者に対する福祉的支援について、災害福祉広域支援ネットワーク構築支援事業による都道府県単位での体制づくりを推進し、全国的な災害福祉支援体制の構築に努める旨、厚生労働省から回答を得ているところ。
- 平成29年度には、厚生労働省において「災害時の福祉的支援の在り方と標準化に関する調査研究事業」を実施し、平成30年5月に、都道府県における災害派遣福祉チームの設置を促進するため、災害福祉広域支援ネットワークの活動内容や構築の方法等を内容とするガイドラインを策定。

【県担当部局】 保健福祉部 地域福祉課

6 TPP11、日EU・EPA及び今後の 国際貿易交渉への万全な対応

昨年12月30日にTPP11が、本年2月1日には日EU・EPAが発効し、その後、牛肉の輸入量が増加するなど、本県の基幹産業である農林水産業に影響を及ぼすことが懸念されています。

加えて、4月15日には、日米物品貿易協定の交渉が開始されたところであり、今後、交渉の結果によっては、農林水産業をはじめ国民生活への影響が更に拡大することが懸念されます。

このように、我が国を取り巻く国際情勢が大きく変化する中、地域が活力を維持し、更に発展していくため、新たな国際環境下においても競争力のある力強い農林水産業づくりを進めるとともに、国際貿易交渉における協議内容について十分な情報開示と説明を行うなど、国において万全な対策を講じるよう、次のとおり要望します。

《 要 望 事 項 》

1 TPP11及び日EU・EPAへの万全な対応

農林漁業者が安心して経営を継続できるよう、TPP11及び日EU・EPAの発効に伴う農林水産業への影響等について、十分な情報提供を行うとともに、「総合的なTPP等関連政策大綱」に基づく施策を着実に実施するなど、万全の対策を講じるよう要望します。

2 国際貿易交渉への姿勢

日米物品貿易協定をはじめとする国際貿易交渉において、関係国との協議内容などについて、十分な情報開示と説明を行うとともに、国益にそぐわない交渉は決して行わないよう要望します。

また、地域経済や国民生活に影響が生じると見込まれる場合には、交渉からの撤退も含め、断固たる姿勢で臨むよう要望します。

3 東日本大震災津波等被災地への配慮

東日本大震災津波や平成28年台風第10号災害からの復興の途上にある被災地の活力を決して低下させることのないよう、十分な配慮を要望します。

【現状と課題】

1 国際貿易交渉の動向（主なもの）

TPP11	<ul style="list-style-type: none">平成 29 年 11 月、米国を除く参加 11 か国による閣僚会合において新たな TPP（TPP11）について大筋合意平成 30 年 3 月、チリにおいて署名式開催平成 30 年 6 月、国会において承認案及び関連法案が可決・成立平成 30 年 7 月、国内手続き完了を寄託国（ニュージーランド）に通報平成 30 年 10 月 31 日までに、6 カ国（メキシコ、日本、シンガポール、ニュージーランド、カナダ、豪州）が国内手続き完了を寄託国に通報平成 30 年 11 月 15 日、ベトナムが国内手続き完了を寄託国に通報平成 30 年 12 月 30 日、6 カ国で発効平成 31 年 1 月 14 日、ベトナムで発効（計 7 カ国）
日EU・EPA	<ul style="list-style-type: none">平成 29 年 7 月、日EU首脳会談において大筋合意平成 29 年 12 月、交渉妥結平成 30 年 7 月、東京において署名式開催平成 30 年 12 月、国会において承認案が可決・成立、日本とEUが国内手続き完了を相互に通告平成 31 年 2 月 1 日、発効
日米物品貿易協定	<ul style="list-style-type: none">平成 30 年 9 月、日米首脳会談において、日米物品貿易協定（TAG）の交渉開始について合意平成 31 年 4 月、交渉開始

- TPP11 及び日EU・EPAの発効に伴う農林水産業への影響等について、十分な情報提供を行うことが必要。
- 本県では、農林水産業の体質強化を進めることとしているが、農林漁業者が安心して経営を継続できるよう、「総合的なTPP等関連政策大綱」に基づく施策を着実に実施するなど、万全の対策を講じていくことが必要。
- 平成 31 年 4 月に交渉が開始された日米物品貿易協定は、交渉の結果によっては、農林水産業への影響が更に拡大することが懸念されることから、交渉には断固たる姿勢で臨むことが必要。

2 TPP11 等による農林水産物への影響（国の経済効果分析 平成 29 年 12 月公表）

(1) TPP11

- 農林水産物の生産減少額：約 900～1,500 億円
- 試算対象品目：33 品目（関税率 10%以上かつ国内生産額 10 億円以上の農林水産物）

(2) 日EU・EPA

- 農林水産物の生産減少額：約 600～1,100 億円
- 試算対象品目：28 品目（関税率 10%以上かつ国内生産額 10 億円以上の農林水産物）

（注）農林水産物の生産額への影響について（平成 29 年 12 月、農林水産省）より

3 TPP11 等による岩手県の農林水産物への影響（平成 30 年 2 月公表）

(1) TPP11

- 農林水産物の生産減少額：約 22～36 億円
- 試算対象品目：19 品目（関税率 10%以上かつ県内生産額 3 千万円以上の農林水産物）

(2) E U ・ E P A

- 農林水産物の生産減少額：約 15～30 億円
- 試算対象品目：16 品目（関税率 10%以上かつ県内生産額 3 千万円以上の農林水産物）

（注）国が平成 29 年 12 月に公表した「農林水産物の生産額への影響について」を踏まえ、国の算出方法に即して機械的に試算したもの

【県担当部局】 政策地域部 国際室
農林水産部 農林水産企画室

7 地方の税財源の確保・充実

地方分権改革を実現するためには、地方が自由に使える財源を拡充することが不可欠であり、地方の安定的な財政運営に必要な一般財源総額の確保や偏在性が少なく安定性を備えた地方税体系の構築等による地方の財源確保を早急に実現するよう、次のとおり要望します。

《 要望事項 》

1 地方一般財源総額の確保と地方財政計画の適正化

社会保障関係費の増等による厳しい地方財政の状況を踏まえ、「経済財政運営と改革の基本方針 2018」（平成 30 年 6 月 15 日閣議決定）における、「地方の安定的な財政運営に必要な一般財源の総額について、2018 年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保する」旨の方針を堅持し、必要な地方一般財源総額について、引き続き確保するよう要望します。

地方財政計画の策定に当たっては、人口減少対策や地方創生の推進等、各団体が地域の実情に応じ、自主的・主体的に課題解決に取り組むために必要な地方単独事業の財政需要を適切に反映させるよう要望します。

また、地方の経済情勢を踏まえて税収を的確に見込むとともに、地方交付税について、その総額を確保し、財源保障機能と財源調整機能の維持・充実に努めるよう要望します。

併せて、地方財源不足の解消に当たっては、地方財政の健全性を確保するため、臨時財政対策債の大量発行によることなく、地方交付税法第 6 条の 3 第 2 項の規定に基づき国税の法定率を引き上げるよう要望します。

2 地方税財源の充実強化

地方分権を支える基盤は地方税であるとの観点から、地方税の充実や税源の偏在性が少なく税収が安定的な地方税の体系を構築するよう要望します。

【現状と課題】

1 地方一般財源総額の確保と地方財政計画の適正化

- 令和元年度地方財政計画における一般財源総額は62兆7,072億円（前年度比+5,913億円、+1.0%）。

2 地方税財源の充実強化

- 国と地方の歳出比が42：58であるのに対し、国と地方の税収比は61：39となっており、国と地方の役割分担に見合う税源配分となっていないところ。
- 税源の偏在性は人口1人当たりの税収額での比較が一つの目安となっているところ、地方税合計額についてみると、本県(H29 243,827円)は、全国平均(同 312,468円)の78.0%で、全国最高の東京都(同 518,972円)に対しては47.0%となっている。

【県担当部局】 総務部 財政課、税務課
政策地域部 市町村課

8 会計年度任用職員制度の導入に対する財政支援

行政需要の多様化等に対応し、公務の能率的かつ適正な運営を確保するため、地方公務員法及び地方自治法の改正により、一般職の非常勤職員である「会計年度任用職員」に関する規定が設けられ、令和2年4月1日に施行されます。

改正法の趣旨は臨時・非常勤職員の適正な任用や勤務条件の確保とされていることから、この制度を適正かつ円滑に導入するため、次のとおり要望します。

＜ 要 望 事 項 ＞

1 会計年度任用職員制度の導入に対する財政支援

制度の適正かつ円滑な導入に向け、期末手当の支給など制度改正に伴う適正な勤務条件の確保に必要な財政需要の増加に対応するため、地方財政措置を講じられるよう要望します。

【現状と課題】

○ 平成29年度の本県の臨時・非常勤職員の任用状況は下記のとおりである。

(単位：人)	臨時的任用職員			非常勤職員			総計	改正法施行後		
	改正法施行後			改正法施行後		臨時職員		特別職 非常勤	会計年度 任用職員	
	臨時的 任用職員	会計年度 任用職員		特別職 非常勤	会計年度 任用職員					
知事部局	1,471	0	1,471	2,047	381	1,666	3,518	0	381	3,137
教育委員会	1,484	1,242	242	2,006	387	1,619	3,490	1,242	387	1,861
警察本部	8	0	8	190	40	150	198	0	40	158
その他任命権者	74	0	74	8	0	8	82	0	0	82
普通会計計	3,037	1,242	1,795	4,251	808	3,443	7,288	1,242	808	5,238
医療局	2,440	0	2,440	2,431	0	2,431	4,871	0	0	4,871
企業局	43	0	43	0	0	0	43	0	0	43
総計	5,520	1,242	4,278	6,682	808	5,874	12,202	1,242	808	10,152

(会計年度任用職員制度の準備状況等に関する調査(総務省))

※ 上記表中の「改正法施行後」は、平成29年度の任用状況をベースとして改正法の内容を踏まえた場合の見込み数であること

- 本県では、会計年度任用職員の勤務条件を定めるための関係条例を制定し、平成 31 年 3 月 26 日公布、令和 2 年 4 月 1 日施行としている。条例に定めている会計年度任用職員の勤務条件は、下記の通り、「会計年度任用職員制度の導入等に向けた事務処理マニュアル（平成 29 年 8 月 23 日付総務省自治行政局公務員部長通知）」を踏まえた内容となっている。

	第 1 号会計年度任用職員（パートタイム）	第 2 号会計年度任用職員（フルタイム）
給料・報酬	<ul style="list-style-type: none"> ・報酬 	<ul style="list-style-type: none"> ・給料
	※ 給料・報酬の額は、常勤職員との権衡、職務の特殊性等を考慮し、人事委員会規則で定める基準に従い、任命権者が定める	
手当等	<ul style="list-style-type: none"> ・期末手当（任期が 6 月以上の者が対象） ・通勤に係る費用（費用弁償） ・超過勤務手当等に相当する報酬 ・特殊勤務手当等に相当する報酬 	<ul style="list-style-type: none"> ・期末手当（任期が 6 月以上の者が対象） ・通勤手当 ・超過勤務手当、休日給、夜勤手当 等 ・特殊勤務手当、初任給調整手当、地域手当 等 ・退職手当（フルタイム勤務 18 日以上ある月が引き続き 6 月を超える職員が対象）

- 会計年度任用職員制度の導入により、条例の規定に基づき、一定の条件を満たした者に期末手当や退職手当を支給する必要があるほか、地方公務員共済組合への加入など、制度導入に伴う財政需要の増加が見込まれるところであり、制度の適正かつ円滑な導入のための地方財政措置が必要である。

【県担当部局】総務部 人事課

9 公共施設等適正管理推進事業債の延長・拡充

本県では、平成28年3月に「岩手県公共施設等総合管理計画」を策定するとともに、東日本大震災津波からの復旧・復興の進捗も踏まえて個別施設計画を順次策定し、施設の更新や長寿命化、配置の最適化により財政負担の軽減・平準化を図るなど、長期的な視点に立った公共施設等の適正な管理を推進しているところです。

今後、施設等の老朽化が一層進行する中で、適切に管理を実施し、次世代に大きな負担を残すことなく、良好な状態で引き継いでいくため、次のとおり要望します。

〈 要 望 事 項 〉

1 公共施設等適正管理推進事業債の延長・拡充

本県では、今後、高度成長期から昭和50年代に集中的に整備した公共施設等の老朽化が進み、維持管理や修繕、更新等に要する経費の増大が見込まれるとともに適正管理の取組が本格化することから、地方財政計画に公共施設等の適正な管理を推進するために必要な経費を確実に計上するとともに、令和3年度までとされている公共施設等適正管理推進事業債の事業年度を延長するよう要望します。

また、公共用施設に限定されている起債対象施設について、公用施設にも拡充するよう要望します。

【現状と課題】

1 公共施設等総合管理計画

- 平成28年3月に「岩手県公共施設等総合管理計画」を策定。
- 平成31年3月末時点で個別施設計画は、全22施設類型中9施設類型で策定済み。未策定分については、東日本大震災の復旧・復興の進捗を踏まえ令和2年度までに策定予定。

2 公共施設等適正管理推進事業債の活用見込み

- 令和元年度は、集約化・複合化、長寿命化、ユニバーサルデザイン化等の各事業で約28億円を起債予定。
- 令和3年度から4年度にかけて集約化事業を活用し、盛岡市と共同で野球場を整備。令和4年度事業分まで本事業債の活用を要望するもの。

【県担当部局】総務部 財政課、管財課

10 陸上自衛隊岩手駐屯地の勢力維持

陸上自衛隊岩手駐屯地の定員は平成31年度末に180名削減される旨の計画が示されましたが、同駐屯地の部隊は、東日本大震災津波をはじめ平成28年台風第10号災害や頻発する大規模な林野火災に迅速に対応いただくなど、本県に欠くことのできない存在であることから、勢力の維持について、次のとおり要望します。

《 要 望 事 項 》

1 陸上自衛隊岩手駐屯地の勢力維持

岩手駐屯地の部隊は、地震、風水害、林野火災などの大規模災害への迅速な対応に加え、北朝鮮ミサイル発射時における緊急避難誘導等の対応やラグビー国際試合をはじめとした大規模なイベントにおけるテロ対策など、国民保護の分野においても重要な役割を果たしており、近年多様化する危機事案から県民生活の安全を守るためには決して欠くことのできない存在であること、また、同部隊は、本県の地域振興に大きく貢献していることから、陸上自衛隊岩手駐屯地の勢力を維持するよう要望します。

【現状と課題】

- 平成30年12月に決定された「平成31年度以降に係る防衛計画の大綱」及び「中期防衛力整備計画」において、今後の自衛隊の体制整備に当たっては、島嶼部に対する攻撃への対応を重視した防衛力を優先することを示しており、併せて、部隊の効率化を徹底しながら防衛力の整備に努めるとされているところ。
- 同計画には、「北海道及び九州以外に所在する部隊が装備する戦車については、廃止に向けた事業を進め、北海道以外に所在する火砲については、新編する方面直轄の特科部隊に集約する」とされ、岩手駐屯地の定員を180名減らす旨も示されたところ。
- しかしながら、岩手駐屯地は、東日本大震災津波をはじめとする大規模災害に対応するための基地機能を担うとともに、多くの被災者を救出するなど県民生活の安全を守るために欠くことのできない大きな存在。
また、岩手駐屯地は、隊員の約80%が岩手県出身者で構成される部隊。いわて国体や三陸防災復興プロジェクトへの協力など地域振興にも大きな貢献をいただいております、地域と共に歩んできたところ。
- そのため、地域に与える影響を考慮し、勢力の維持を図る必要があるもの。

【県担当部局】 総務部 総合防災室

11 マイナンバー制度の円滑な運用

マイナンバー制度について、国民の認知や理解が正しく深まらなければ普及・定着が進まないこと、国家的な社会基盤であることを踏まえ、今後、マイナンバーカードの普及を促進し、情報提供ネットワークを利用した情報連携を安全かつ円滑に運用するため、次のとおり要望します。

《 要 望 事 項 》

1 マイナンバー制度の周知・広報の強化

マイナンバー制度が普及するためには、国民の理解が深まる必要があることから、制度の概要やメリット等に加え、必要となる手続や注意すべき事項等についても、各年齢層に対し一層の周知・広報を強化するよう要望します。

特に、情報弱者及び中小民間事業者等に対して、様々な媒体を活用して、効果的かつきめ細かな周知・広報を行うよう要望します。

2 マイナンバー制度の運用に伴う財政措置

マイナンバー制度が国家的な社会基盤であることを踏まえ、新たなシステム及びネットワークの構築、改修及び維持管理や各種連携テストの実施等が発生した際に要する経費については、原則として国が負担し、地方公共団体に新たな経費負担が生じることのないよう要望します。

3 情報連携の安全かつ円滑な運用

情報提供ネットワークシステムを利用した情報連携においては、国、地方公共団体及び関係機関の間で安全かつ円滑な運用が図られるよう、国が責任をもってシステムの運営及び監視を行うよう要望します。

【現状と課題】

1 マイナンバー制度の周知・広報の強化

- 国は、平成 26 年 10 月以降、ポスター掲示やヘルプデスクの設置、テレビや新聞広告等により、国民に対し広くマイナンバー制度の周知を図っているところ。
- 制度の円滑な運用、マイナンバーカードの利用増のほか、事業者の特定個人情報の適切な保護等のため、周知・広報をより強化することが必要。特に、高齢者、障がい者及び中小民間事業者等については、きめ細かな周知・広報が必要。

2 マイナンバー制度の運用に伴う財政措置

- マイナンバー制度の運用に伴い、今後新たにシステムの構築や改修、維持管理や連携テストが必要となった場合に発生する経費について、国と地方自治体との負担割合が不明確。

3 情報連携の安全かつ円滑な運用

- 情報提供ネットワークシステムを利用した情報連携においては、日本年金機構、健康保険組合及び共済組合等、今後連携する機関が増えていくことから、国の責任の下での運営及び監視が必要。

【県担当部局】 政策地域部 科学・情報政策室

12 第三セクター鉄道への財政支援

鉄道は旅客及び国内貨物の輸送における重要なインフラですが、その一端を担う第三セクター鉄道においては、設備の老朽化が進行しており、安全性の向上に資する施設整備が国土強靱化と併せて不可欠となっていることから、次のとおり要望します。

《 要 望 事 項 》

1 安全性の向上に資する設備の整備に対する財政支援の充実

- (1) 鉄道施設総合安全対策事業のうち、鉄道軌道安全輸送設備等整備事業について、対象経費の拡大及び補助率の引上げを行うよう要望します。
- (2) 鉄道事業再構築実施計画に基づき三陸鉄道が実施する設備の整備に対して、確実な予算措置の継続を要望します。

【現状と課題】

1 設備整備の必要性

- IGRいわて銀河鉄道線は、東日本大震災津波発災の1週間後に早期復旧し、貨物列車による日本海側を迂回した緊急石油輸送が実現。国家の重要インフラとしての機能を発揮し、同線が緊急時のライフラインの確保に果たす役割が実証されたところ。しかし、同線の開業時にJR東日本から有償譲渡を受けた資産を中心に、設備の老朽化が進行しており、その整備が必要となっている。
- 貨物列車が走行するための設備の整備に要する経費等に対しては、JR貨物から線路使用料（経費の概ね8割）が支払われるが、IGRいわて銀河鉄道(株)負担分（概ね2割）も多額であり、未だ負担が重い状況。
- 三陸鉄道は平成31年3月、新たに認定された鉄道事業再構築実施計画に基づき、JR山田線（宮古―釜石間）の経営移管を受け、大船渡市から久慈市までの一貫運行を開始したところ。しかし、移管区間以外は開業後35年を経過し、設備や車両の老朽化が著しく進行している状況にある。特に、橋りょう及びトンネルなどの構造物は鉄道の安全輸送の根幹をなすものであり、高い安全性が求められているほか、国鉄時代に建設された土木構造物においては、竣功から40年以上を経過するものもあり、その更新と維持管理に係る負担が重い状況。

2 鉄道軌道安全輸送設備等整備事業による国庫補助を受ける上での制約

- 鉄道事業者が行う安全性の向上に資する設備の整備に対し、鉄道軌道安全輸送設備等整備事業による補助制度（補助率1/3）が措置されているが、下記の制約がある。
 - ・ 鉄道事業再構築実施計画を実施する鉄道事業者への補助率は平成25年度から1/2に引き上げられたが、その他の鉄道事業者への補助率は、従前どおり1/3である。
 - ・ 旧国鉄から譲り受けた鉄道施設・設備等の老朽化に伴うトンネルなどの修繕工事、無線のデジタル化、指令システムの改修等の（大規模な）設備更新が必要だが、複数年にわたる事業は補助対象外となっている。（複数年工事を単年度毎発注すると事業費が嵩む。）

【県担当部局】 政策地域部 交通政策室

13 縄文遺跡群の世界文化遺産登録への支援

北海道・北東北の縄文遺跡群は、北海道・青森県・岩手県・秋田県に所在する 17 遺跡を構成資産とし、世界遺産登録を目指しているところですが、早期の登録実現に向け、次のとおり要望します。

《 要 望 事 項 》

1 「北海道・北東北の縄文遺跡群」の世界文化遺産登録への支援

平成 21 年 1 月の世界遺産暫定一覧表記載以来、北海道・北東北の 4 道県で連携して世界遺産登録を目指している「北海道・北東北の縄文遺跡群」について、令和元年度のユネスコ推薦候補に決定していただくよう要望します。

【現状と課題】

- 平成 19 年 4 月に 4 道県（北海道・青森県・岩手県・秋田県）で、世界遺産登録に向けた事業の実施等を行う機関として「縄文遺跡群世界文化遺産登録推進会議」を設置。
- 平成 21 年 1 月 5 日、「北海道・北東北を中心とした縄文遺跡群」としてユネスコ世界遺産センターの暫定一覧表に記載され、平成 25 年 7 月、文化庁へ推薦書原案を提出（推薦書資産名：「北海道・北東北の縄文遺跡群」）したが、推薦は見送り。
- 平成 27 年度には推薦を検討してきた 18 資産のうち、保存管理上課題があるとされた 2 資産（鷲ノ木遺跡（北海道森町）及び長七谷地貝塚（青森県八戸市））を除外し、入江・高砂貝塚（北海道洞爺湖町）を 2 資産（入江貝塚、高砂貝塚）に分割するなど、文化審議会から示された課題に対応してきたが、5 年連続でユネスコへの推薦は見送り。
- 平成 30 年度は、文化審議会においてユネスコへ推薦する文化遺産の候補となったものの、自然遺産が優先され推薦は先送り。
- 平成 30 年 7 月に文化審議会から示された、5 つの課題の解決を図るため、青森県をはじめ関係自治体と協議を重ねるとともに、海外専門家会議の開催や文化庁との協議を進め、推薦書提出に向けて準備を進めている。
- 世界遺産登録を実現するためには、文化審議会において、ユネスコ推薦候補に決定されることが必要。

【県担当部局】文化スポーツ部 文化振興課
教育委員会事務局 生涯学習文化財課

14 「平泉の文化遺産」の世界遺産追加登録等への支援

「平泉の文化遺産」は、平成 23 年 6 月に世界遺産に登録され、平成 24 年 9 月に拡張資産として 5 遺跡が暫定リストに記載されたところです。

今後、世界遺産追加登録のため、調査研究等を進める必要があることから、次のとおり要望します。

《 要 望 事 項 》

1 「平泉の文化遺産」の世界遺産追加登録への支援

「平泉の文化遺産」の追加登録が早期に実現されるよう、調査研究に対する財政的支援及び技術的支援をしていただくよう要望します。

2 世界遺産委員会決議に対応する施策への支援

世界遺産のガイダンス施設など、世界遺産の総合的な情報発信及び来訪者の管理機能を担う施設の整備に対する財政措置の充実・強化を要望します。

【現状と課題】

1 「平泉の文化遺産」の世界遺産追加登録への支援

- 平成 23 年 6 月、「平泉の文化遺産」について、ユネスコの世界文化遺産として登録。
【登録名称】平泉一仏国土（浄土）を表す建築・庭園及び考古学的遺跡群一
【構成資産】中尊寺、毛越寺、観自在王院跡、無量光院跡、金鶏山
- 平成 24 年 9 月、「平泉の文化遺産」の追加登録に向けて「平泉一仏国土（浄土）を表す建築・庭園及び考古学的遺跡群一（拡張）」を追加記載した世界遺産暫定一覧表をユネスコ世界遺産センターへ提出。
- 平成 25 年度から平成 29 年度までの 5 か年、岩手県及び関係市町（一関市、奥州市、平泉町）により、拡張推薦のための調査研究を実施したが推薦書素案の提出には至らず、平成 30 年度以降も引き続き世界遺産追加登録に係る取組を継続。

2 世界遺産委員会決議に対応する施策への支援

- 現在、出土品の収蔵・保管や体験活動を行う施設整備に対する財政的支援はあるが、総合的な情報発信及び来訪者の管理機能強化を担う施設整備に対する財政支援が十分ではなく、国内外に世界遺産の価値・魅力を戦略的に情報発信していくための更なる支援が必要。
- 前回登録時の推薦書にガイダンス施設設置を記載しており、拡張登録を確実にを行うために整備を進めることが必要不可欠（「平泉の文化遺産」ガイダンス施設（仮称）：令和3年度開館予定）。

【県担当部局】文化スポーツ部 文化振興課
教育委員会事務局 生涯学習文化財課

15 地方消費者行政に係る財政支援の継続・拡充

これまで、国の交付金により県及び市町村の消費者行政の機能強化が図られたところでは、

今後も消費生活相談機能を維持・強化していくためには、安定的な財源確保が必要であることから、次のとおり要望します。

《 要 望 事 項 》

1 地方消費者行政に係る財政支援の継続・拡充

地方消費者行政の機能強化を図るため、地方消費者行政強化交付金を継続するとともに、使途の拡充や交付率の引上げを行うなど、消費者行政を推進していくために必要な財政支援を継続的・安定的に行うよう要望します。

【現状と課題】

1 交付金による現状と成果

- 消費者行政活性化基金等により県及び市町村が、消費生活相談体制の整備をはじめとする消費者行政の充実・強化に取り組んだ結果、平成25年度までに県内全市町村に消費者相談窓口が設置されるなど、機能強化が図られたところ。
- 地方消費者行政推進交付金の対象期間は、事業に着手した年度から最大で9年間とされており、消費生活相談員の人件費や研修、普及啓発に係る経費など、平成21年度から実施している事業への財政支援は平成29年度で終了し、順次、着手した年度に応じて活用期間が終了している。
- 平成30年度には地方消費者行政強化交付金（交付率1/2）が創設されたが、令和元年度から、消費者庁が定める要件を満たさない地方公共団体については、交付率が1/3に引き下げられることとなった。

2 今後の課題

- 県及び市町村が計画的・継続的に消費生活相談機能を維持強化していくためには、引き続き安定的な財源確保が必要。
- 平成30年度から措置された地方消費者行政強化交付金については国の重要施策として示された事業が対象であり、市町村が求める事業とは必ずしも一致していない状況にある。そのため、地域の実情や消費者トラブルの現状に合わせて対応できるよう、対象事業の拡充が必要。
- 地方消費者行政強化交付金の現行の交付率では、県及び市町村には影響が大きく、これまで整備・強化してきた消費生活相談体制が十分に機能しなくなるおそれがある。

【県担当部局】環境生活部 県民くらしの安全課

16 水道の施設整備等に係る予算の確保

これまで市町村等は、水道の施設整備に係る国庫予算を活用して、水道の普及率の向上や施設の耐震化及び更新を図ってきたところです。

今後、配水管等の耐震化や更新を、これまで以上に推進する必要があることから、次のとおり要望します。

《 要 望 事 項 》

1 水道の施設整備等に係る予算の確保

市町村等が施設の耐震化、更新等を計画的に行うため、施設整備に要する予算を、引き続き十分に確保するよう要望します。

【現状と課題】

- 平成28年度の水道普及率は、全体で94.0%（全国平均97.9%）となっており、市町村間では60.8%～99.4%と大きな開きがある。
- 平成29年度の基幹管路の耐震適合率は49.6%（全国39.3%）、浄水施設の耐震化率は30.0%（全国28.2%）にとどまっており、また、配水池の耐震化率は37.8%（全国55.2%）と全国に比べ低い。
- 県内の多くの市町村では、人口減少の中、水道施設整備費が割高となる中山間地域を有し、厳しい経営環境下で水道事業を運営しており、資金の不足による料金改定のため利用者の負担増が懸念される。
- 市町村等は、老朽化対策・耐震化、事業統合・広域化のため、耐震化計画等をもとに水道国庫補助金等を活用し施設整備を進めている。
- 令和元年度は要望額に対し100%の予算措置となっているが（平成27年度70%措置、平成28年度61%措置、平成29年度87%措置、平成30年度100%措置）、過去には要望額に対し十分な充足率とはならず整備計画の縮小、遅延を余儀なくされた。
- 重要なライフラインである水道施設の耐震化、更新等を計画的に行っていくためには、施設整備に要する費用に対して国による十分な予算の確保が必要である。

【県担当部局】環境生活部 県民くらしの安全課

17 北上川の清流化確保対策

旧松尾鉱山の坑廃水による北上川の水質汚濁防止対策は、関係5省庁の了解事項に基づき実施されてきたところですが、恒久的財源対策、3メートル坑の安全対策等の課題があることから、国の責任における措置について、次のとおり要望します。

《 要 望 事 項 》

1 旧松尾鉱山坑廃水処理による水質汚濁防止対策

北上川の清流化対策は、本県にとって最重要課題の一つであり、これまで国の補助を受けながら坑廃水の中和処理を行っていますが、現行の国庫補助制度は法的根拠がない予算補助であることから、恒久的で安定した財政制度を確立するよう要望します。

また、それまでは現行の補助率3/4を維持し必要な予算を確保するとともに、県負担に係る特別交付税措置を維持するよう併せて要望します。

2 3メートル坑の安全対策

専門家による調査の結果、いずれ崩壊し、坑廃水の漏出のおそれもあるとされた3メートル坑の安全対策について、必要な予算を確保するとともに、技術的助言など全面的な支援を要望します。

3 赤川の保全水路と直轄管理区間延伸

赤川の保全水路の対策に万全を期するとともに、北上川まで直轄管理区間を延伸し、水質保全措置も含めた河川の一体管理を国で行うよう要望します。

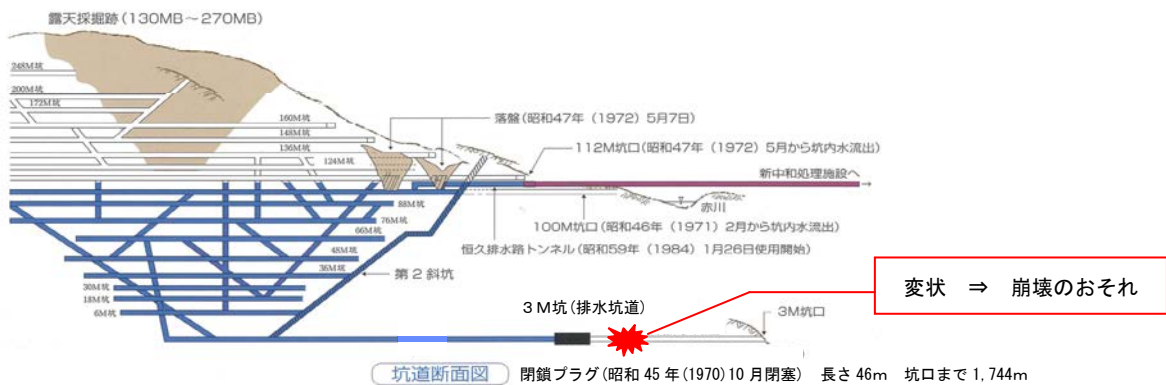
【現状と課題】

1 旧松尾鉱山坑廃水処理による水質汚濁防止対策

- 旧松尾鉱山の坑廃水処理は、半永久的に24時間365日休むことなく実施していかなければならないものであることから、国において法整備を行い、国の財政事情に影響されない恒久的で安定した財政制度の確立を求めてきたが、「引き続き補助金の交付により、坑廃水処理が確実に実行されるよう支援していく。」との回答にとどまっている。
- 平成31年度補助金予算は、前年度の2,349百万円から23.9%増額の2,911百万円となっており、新中和処理施設の維持管理費に加え、3メートル坑の工事費も要求額どおり確保されている。

2 3メートル坑の安全対策

- 坑内からの坑廃水の流出を防止する閉鎖プラグが設置されている旧排水坑道「3メートル坑」は、坑道の変状が毎年進んできており、いずれ崩壊が想定されることから、国が早急に安全対策を講じる必要がある。
- 閉鎖プラグは、鉱山行政を所管する国（経済産業省）が昭和45年度に行政代執行で設置したもので、県は、閉鎖プラグと3メートル坑について、法的になんら管理義務を有しているものでないことから、国が自らの責任において必要な措置をとるよう要望してきたが、「補助金等により支援していく」との回答があった。
- 一方、専門家から「直ちに崩壊が発生する危険な状況ではないが、できるだけ早期に対策へ着手する必要がある」との意見があり、30年以上にわたり新中和処理施設を稼働してきた実績・成果を踏まえ、その維持管理の一環として、県において3メートル坑対策を実施することとした。
- 平成30年度に実施した詳細設計の結果、概算工事費として22億9千万円、全体工期として6年が見込まれている。
- 本県においては、平成31年度から工事に着手することとしており、来年度以降においても継続的に予算を確保する必要がある。
- 本県にとって坑道内の埋戻しという前例のない工事となるため、鉱害防止・安全管理に係る技術的な支援が不可欠である。



3 赤川の保全水路と直轄管理区間延伸

- 赤川保全水路は、坑廃水の発生原因である雨水等の地盤への浸透防止のため、昭和47年に建設省が整備に着手（全体計画L=9,040m）し、昭和56年に緊急整備区間（L=2,046m）が完了した。
- その他の区間（L=6,994m）は未着工であり、県では、残区間の早期整備を継続して要望してきたが、国土交通省からは、昭和59年の北上川酸性水恒久対策専門委員会の意見を踏まえ、所期の目的は達成されており工事区間を延伸しても効果が期待できないとして、事業は完了との認識を示されている。
- このため、平成19年度から、水質保全措置も含めて、上流（赤川）から下流（北上川）まで国直轄により河川の一体管理を行うよう要望している。

【県担当部局】 環境生活部 環境保全課
県土整備部 河川課

18 最終処分場の新設等に対する支援

これまで東日本大震災津波による災害廃棄物処理について、国から財政支援により、仮設焼却炉の設置等により処理が完了しているところです。

しかしながら、短期間に想定以上の廃棄物を処理したことにより、本県内の最終処分場の残余容量が減少したこと等から、県の公共関与による産業廃棄物最終処分場及び一般廃棄物処理施設の整備に対し、交付金事業の財源確保及び財政支援を継続するよう、次のとおり要望します。

《 要 望 事 項 》

1 公共関与型産業廃棄物最終処分場の整備に対する財政支援

東日本大震災津波により発生した災害廃棄物の処理や放射性物質汚染対策による覆土量の増加等により、本県内の産業廃棄物最終処分場の残余容量が減少していることから、県の公共関与による産業廃棄物最終処分場の後継となる処分場の整備費について、交付金事業による整備完了までの財源を確実に確保するよう要望します。

2 一般廃棄物処理施設の整備に対する財政支援

災害廃棄物の処理等により整備計画を延期せざるを得なかった等の特定被災地方公共団体における一般廃棄物処理施設の改修、整備等について、事業完了まで地方財政負担を軽減し、財政支援措置を継続するよう要望します。

【現状と課題】

1 産業廃棄物最終処分場の整備に対する財政支援

- 本県の産業廃棄物最終処分場（いわてクリーンセンター）は、災害廃棄物の埋立てや放射性物質汚染対処特措法への対応による覆土量の増加などにより残余容量が減少していることから、後継となる最終処分場の整備が必要。
- 事業主体である一般財団法人クリーンいわて事業団が、実施設計、環境影響評価及び用地取得に取り組んでいるところであり、今年度内に用地を取得し、令和2年度に着工できるよう着実に準備を進めている。
- 施設整備費には国（環境省）の交付金事業を活用していくが、事業規模が大きく、事業期間も3期45年と長期に渡ることから制度の継続と確実な財源の確保が必要。

2 一般廃棄物処理施設の整備に対する財政支援

- 特定被災地方公共団体が設置する一般廃棄物処理施設においては、大量の災害廃棄物や放射性物質汚染対策等の処理を優先的に実施したことにより、最終処分場の残余容量が減少したほか、予定していた整備計画を変更せざるを得なかった状況。
- このため、延期せざるを得なかった等の一般廃棄物処理施設整備の実施にあたり、循環型社会形成推進交付金事業に加えた手厚い財政支援が必要であることから、事業完了まで地方負担の軽減を含め、財政支援措置を継続することが必要。

【県担当部局】 環境生活部 資源循環推進課、廃棄物特別対策室

19 地域医療確保に必要な財政支援の拡充等

病院勤務医の減少など、地域における医師不足は一層深刻化し、「地域医療崩壊」の危機的な状況にあって、これまでの診療報酬改定では、救急・周産期医療の充実や病院勤務医の負担軽減に一定の配慮がされたものとなっていますが、地方の病院における医師確保、救急・周産期医療の窮状は、経営に伴う収入の増加のみで解決できる状況にはなく、診療報酬と医療政策の両面から総合的に対策を講じる必要があります。

このようなことから、地域医療確保に必要な財政支援の拡充等について次のおり要望します。

《 要 望 事 項 》

1 医療・介護サービスの提供体制確保のための支援

消費税増収分を財源とした医療・介護サービスの提供体制改革を推進するための地域医療介護総合確保基金について、医療分の予算が増額されたところではありますが、深刻な医師不足など地域の医療課題の実情を踏まえて配分するよう要望します。

また、地域の実情に応じ必要な事業が確実に実施できるよう、事業区分間の額の調整を柔軟にできるようにするとともに、予算を安定的に確保し、継続的に取組を進めていくことができる恒久的な制度とするよう要望します。

2 公立病院等の運営に対する地方財政措置の拡充等

(1) 公立病院等の運営に配慮した地方財政措置の拡充

地域に必要な医療を継続して確保するため、公立病院等の運営に配慮し、公立病院に対する特別交付税や公的病院等への助成に対する特別交付税の算定ルール、特に措置率や補正の適用について所要の見直しを行うなど、地方財政措置を更に拡充するよう要望します。

(2) 公立病院等の運営に配慮した診療報酬の改定

これまでの診療報酬改定において、救急・周産期医療の充実や病院勤務医の負担軽減に一定の配慮がされたものとなっていますが、公立病院等の運営に配慮した救急医療、へき地医療等の部門における評価をさらに充実するよう要望します。

また、仕入控除できない消費税による負担が公立病院等の経営を圧迫する要因となっているため、診療報酬の配点方法の精緻化により公平な補てんが行われるよう要望します。

3 地域医療を支える私立大学に対する財政支援

岩手医科大学は、いわゆる「1県1医大」構想の下、岩手県唯一の医育機関、医学研究機関としての役割のほか、本県の地域医療を支える中核的医療機関、医師の養成・派遣機関等として重要な機能を担っているところですが、私立大学であっても他の国公立大学と同様に、当該地域の医療の確保等に関し、重要かつ欠くことのできない機能を果たしている大学医学部に対する財政支援を充実するよう要望します。

4 医療施設の耐震化促進に対する支援

医療施設の耐震整備に対する支援については、医療施設耐震整備事業による補助のほか、医療施設耐震化臨時特例交付金の創設により拡充されたところですが、事業によって補助の対象や期間が定められ、対象とならない医療施設もあることから、耐震化を更に推進していくため、恒久的かつ充実した制度を構築するよう要望します。

5 医療提供体制推進事業費補助金（統合補助金）の予算確保

医療提供体制推進事業費補助金は医療提供体制の確立に不可欠ですが、平成23年度以降、当初事業計画額を大幅に下回る交付決定が続き、各事業の実施に多大な支障を来していることから、十分な予算を確保するよう要望します。

【現状と課題】

1 医療・介護サービスの提供体制確保のための支援

- 医療及び介護の総合的な確保に向けた取組を着実に推進するため、医療・介護サービスの提供体制改革を推進するための地域医療介護総合確保基金による安定した財源が必要。医療機関の施設・設備整備に関する事業への重点配分方針が示されているが、施設・設備を整備しても医師、看護師、理学療法士や作業療法士など医療従事者の確保が困難なケースもあることから、それらの実情を踏まえた配分とすることが必要。また、地域の実情に応じ必要な事業を確実に実施するため、事業区分間の額の調整を柔軟にできるようにすることが必要。
- 地域医療構想の達成に向けた医療機関や介護施設の施設設備整備事業の要望が増えると考えられるため、国の予算規模の安定的な確保が必要。

基金造成額

平成26年度	10.2億円	【参考】	要望額10.2億円
平成27年度	20.1億円	(医療分9.5億円、介護分10.6億円)	
平成28年度	31.9億円	(医療分10.6億円、介護分21.3億円)	
平成29年度	21.7億円	(医療分12.9億円、介護分8.8億円)	
平成30年度	17.4億円	(医療分14.5億円、介護分2.9億円)	
令和元年度	26.0億円	(医療分13.1億円、介護分12.9億円)	※

※令和元年度当初予算額ベース

2 公立病院等の運営に対する地方財政措置の拡充等

- 「公立病院に係る財政措置の取扱い」の改正（平成28年4月1日）により公立病院等に対する特別交付税の算定方法が見直され、公立病院に対する繰出しを行っている自治体や公的病院等に対する助成を行っている自治体の負担が増大する事例が発生。
- 公立病院等は、採算面から、民間による提供が困難な救急医療、へき地医療を担うなど地域医療の確保に重要な役割を果たしていることを考慮し、公立病院事業に係る所要額を確実に地方交付税において措置するなど、公立病院の運営に配慮した地方財政措置の拡充が必要。
- 平成30年診療報酬改定においては、二次救急医療機関に対する夜間救急看護体制の評価の新設や医師の負担軽減を考慮した小児かかりつけ診療科の要件緩和などが行われたところであるが、へき地医療や高度・先進的な医療など公立病院等が果たす役割についても考慮し、診療報酬における更なる評価の充実が必要。
- 医療に係る消費税等の税制のあり方については、令和元年度税制改正大綱において、診療報酬による仕入れ控除税額相当分の補てん状況の調査を行い、その結果を踏まえて、診療報酬の配点方法の精緻化により対応していくことが望まれるとされたが、公立病院や民間病院など設置主体の違いにかかわらず公平な補てんが行われることが必要。

3 地域医療を支える私立大学に対する財政支援

- 岩手医科大学のように県内唯一の医科大学である場合は、私学であっても他の国立大学と同様に、地域医療の確保に重要かつ欠くことのできない機能を果たしていることから、県としても研究費助成や奨学金制度など様々な財政支援に取り組んでいるところであり、国においても財政支援の充実が必要。

4 医療施設の耐震化促進に対する支援

- 耐震化促進法の改正に伴い、5,000 m²以上の病院は耐震診断の実施が義務化されるなど、医療施設の耐震化を促進することが必要であるが、臨時特例交付金による耐震整備は、災害拠点病院等を対象としており、平成25年度末までに、都道府県が耐震化整備指定医療機関として指定した病院の耐震化整備事業が完了するまでの臨時的な措置。(本県は平成29年度に完了。)
- 国庫補助事業については、臨時特例交付金事業に比較して補助額が著しく低く抑えられるとともに、公立病院は対象となっていないこと、地域医療を担っている民間病院もIs値により補助対象とならない場合が多いことなどから補助制度の活用結びつかない状況。
- 医療施設の耐震化を促進するため、恒久的な充実した制度の構築が必要。

5 医療提供体制推進事業費補助金（統合補助金）の予算確保等

- 平成30年度、本県では12の県事業を統合補助金により実施したが、補助金交付決定額は事業計画額の78.6%に留まったため、各事業の実施内容の再検討を余儀なくされ、関係者との調整等に大変苦慮。
- 令和元年度も、平成30年度に引き続き、救急医療対策・周産期医療対策等、地域の医療提供体制の確保に不可欠な11事業メニューを同補助金で実施することとしていることから、国において十分な予算確保が必要。

【県担当部局】保健福祉部 医療政策室

20 診療報酬の改定等

平成 30 年 4 月に行われた診療報酬改定では、公表されている本体改定率はプラスとなったものの、診療報酬全体では平成 28 年度に引き続きマイナス改定となり、医療機関にとっては大変厳しい改定率と言えます。

厳しい経営環境にありながらも、公立病院が住民ニーズに対応した適切な医療を提供している実情を十分考慮し、診療報酬の改定や医療に係る消費税制の取扱いの抜本的な見直しについて適切な措置を講じるよう、次のとおり要望します。

〈 要 望 事 項 〉

1 診療機能分担への評価

地域医療構想を実現するためには、限られた医療資源のもとで、医療機関の役割分担と連携体制を構築していくことが必要ですが、公立病院等に限らず、同一開設者の病院間で転院した場合は入院日が通算されるなど、診療報酬において地域の実情を踏まえた適切な評価がなされていないところです。

広大な県土を有し、医療資源に乏しい地域を抱える本県では、地域医療を確保するため、県が開設者となって 26 の県立病院等及びリハビリテーションセンターなどを設置し、各二次保健医療圏における基幹病院や、地域の初期医療等の役割を分担し、相互に連携することで地域住民に良質な医療を持続的に提供しているところですが、こうした地域の実情を十分考慮した評価がなされるよう要望します。

2 医療に係る消費税制度の抜本的見直し

平成 26 年 4 月から消費税率が 8 % になり、診療報酬体系の中で考慮されていますが、実際に支払う消費税額に応じたものではないため、控除対象外消費税の負担が生じています。

さらに、令和元年 10 月からの消費税率 10 % への引上げにより、控除対象外消費税の負担が増大し、公立病院等の経営環境は一層厳しさを増すものと懸念されることから、消費税率引上げ後の診療報酬による補填状況を早期に検証し、病院個別に補填が充足される公平で精緻な制度とするよう要望します。

また、診療報酬での対応が困難な場合には、診療報酬によって措置されている額を超えて医療機関が負担している仕入税額相当額を控除し、その超過額を還付請求できる税制上の措置を講じるなど、抜本的な見直しを行うよう要望します。

【現状と課題】

1 診療機能分担への評価

- 広大な県土を有する本県では、県が開設者となって 26 県立病院等（20 病院及び 6 地域診療センター）及びリハビリテーションセンターなどを設置し、各二次保健医療圏における基幹病院としての役割や、交通事情や医療資源に恵まれない地域における、地域の初期医療等の役割を担っているところ。
- これらの県立病院等においては、各医療圏域内で診療機能を分担し、地域医療連携（病病・病診連携）を図りながら、地域住民への適切な医療提供体制を構築。
- 現行の診療報酬の算定において、開設者が同一の病院間で転院した場合に入院日が通算される取扱いを、病院毎の入院日を起算日として取り扱うことや、地域医療支援病院の承認要件である紹介率・逆紹介率に同一開設者による病院間での紹介等も含めて算定できるようにするなど、地域の実情を十分に踏まえた評価が必要。

2 医療に係る消費税制度の抜本的見直し

- 公立病院等は、医療機器や医療材料等を購入する際に負担した課税相当分を患者に転嫁できないため、控除対象外消費税（損税）の負担が生じている。
県立病院等においては、消費税が導入された平成元年度から平成 29 年度までの間の累計の消費税負担額は総額 605 億円余であるのに対し、診療報酬の引上げにより補填されたと推計される額及び一般会計からの地方消費税相当分の繰入れにより補填されたと推計される額の合計は 419 億円余で、実質的な負担額は 186 億円余と試算している。
- 平成 26 年 4 月に消費税率が 8 %に引き上げられた際、増税相当分を手当てするため診療報酬の改定（主に基本診療料）が行われたが、平成 30 年に診療報酬による消費税増税分の補填不足が判明し、公立病院等の補填率は 69%と、他の設置主体の医療機関と比べ最も補填不足となっている状況。
- 令和元年 10 月からの消費税率 10%への引上げに伴い、増税を補填するための診療報酬及び薬価基準の改定が行われることとなったが、控除対象外消費税の負担が増大し、公立病院等の経営環境は一層厳しさを増すものと懸念。

【県担当部局】医療局 医事企画課、経営管理課

21 農林業における「産地づくり」

「食料・農業・農村基本計画」の推進による農業の体質強化を図るため、立地条件や農業形態などの地域の実情を十分に配慮し、農業の持続的な発展に向けた各種施策の充実を図るよう、次のとおり要望します。

《 要 望 事 項 》

1 農業の競争力強化

- (1) 農業経営の安定を図る「経営所得安定対策」等について、令和2年産以降も助成水準を維持するよう要望します。

特に、「水田活用の直接支払交付金」については、農業者が安心して飼料用米生産等に取り組むことができるよう、恒久的な制度とするとともに、必要な予算を十分に措置するよう要望します。

- (2) 「農地中間管理事業」の機構集積協力金について、必要な予算を十分に措置するよう要望します。

【現状と課題】

1 経営所得安定対策等の予算措置

- 意欲ある担い手が展望を持って営農に取り組むためには、将来にわたって経営の安定を図っていくことが重要であることから、経営所得安定対策等の十分かつ安定的な財源の確保が必要。
- 今後も、需要に応じた生産を推進するためには、「水田活用の直接支払交付金」を最大限に活用し、飼料用米や大豆への転換、野菜・花き等の高収益作物の生産拡大を進めていくことが必要。

【本県への交付額】

	対象作物	H27 交付額	H28 交付額	H29 交付額
畑作物の直接支払交付金 (ゲタ対策)	麦、大豆、そば、 なたね	23.7 億円	25.7 億円	22.0 億円
米・畑作物の収入減少影響緩和 交付金 (ナラシ対策)	米、麦、大豆	8.2 億円	4.7 億円	0.2 億円
米の直接支払交付金 (7,500 円/10a)	米	30.8 億円	30.2 億円	30.2 億円
水田活用の直接支払交付金	飼料用米等	133.4 億円	140.1 億円	137.2 億円
計		196.1 億円	200.6 億円	189.6 億円

※ 端数処理の関係で合計は一致しない

【飼料用米の作付面積】

	H26 年産	H27 年産	H28 年産	H29 年産	H30 年産	(H30/H26)
岩手県	2,036ha	4,162ha	4,682ha	4,661ha	3,986ha	196%
全国	33,885ha	79,467ha	90,764ha	91,009ha	79,528ha	235%

※ 26～29 年産は支払い実績ベース。30 年産は申請ベース

2 「農地中間管理事業」等に係る所要額の確保

- 「農地中間管理事業」における機構集積協力金は、担い手への農地の集積・集約化に向けた地域の話合いを進める上で重要。
- 機構集積協力金は、令和元年度から交付単価・要件等が見直されている。
 - (地域集積協力金)
 - ・単価：機構の活用率に応じ単価を固定化（10 千円/10a～28 千円/10a）
 - ・要件：中山間地域の機構活用率は4%超とし、要件を緩和（平地の場合は20%超）
 - (経営転換協力金) ※5年間で段階的に縮減・廃止
 - ・単価：固定化（R1～R3年：15 千円/10a、R4・R5年度：10 千円/10a）
 - ・交付対象面積：機構への貸付面積（H28～30年度は新規集積農地面積 ※岩手県の場合）

【機構集積協力金の交付額】

	H30 交付額	R1 交付額（試算※）	増減
①地域集積協力金	138,082 千円	201,982 千円	63,900 千円
②経営転換協力金	72,878 千円	131,550 千円	58,672 千円
③耕作者集積協力金	4,763 千円	(H30 年度で廃止)	▲4,763 千円
計	215,723 千円	333,532 千円	117,809 千円

※ 平成 30 年度の交付対象面積を基に試算

【県担当部局】農林水産部 農業振興課、農産園芸課

《 要 望 事 項 》

2 日本型直接支払制度の予算措置と地方財政措置の充実

農業・農村の多面的機能の維持・発揮を図るとともに、共同活動等を通じ、担い手農家への農地集積等の構造改革を後押しするため、「日本型直接支払制度」の取組拡大に向け十分な予算を措置するよう要望します。

また、多面的機能の発揮による効果は、国民全体が享受することから、県や市町村の財政負担軽減のための地方財政措置を充実させるよう要望します。

【現状と課題】

1 日本型直接支払制度の取組面積

- 本県では、日本型直接支払制度の取組拡大を図っているところであるが、多面的機能支払及び中山間地域等直接支払における令和元年度の国の当初配分額は、要望額の94%に止まっている状況。
- 担い手への農地集積等構造改革を進める上で重要な制度であり、制度の創設以降、年々取組を拡大していることから、計画的に取組を実施するためには、令和2年度の確実な予算措置が必要。

《日本型直接支払制度の取組面積》

(単位：ha)

区 分	H26年度	H27年度 (H26年度比)	H28年度 (H26年度比)	H29年度 (H26年度比)	H30年度 (H26年度比)	R1年度 (H26年度比)
多面的機能支払	63,827	71,871 (113%)	73,852 (116%)	74,629 (117%)	75,104 (118%)	75,929 (119%)
中山間地域等直接支払	22,927	23,111 (101%)	23,869 (104%)	23,929 (104%)	24,043 (105%)	24,117 (105%)
環境保全型農業直接支払	2,428	4,047 (167%)	4,982 (205%)	4,078 (168%)	3,702 (152%)	4,063 (167%)

《日本型直接支払制度における国の令和元年度予算配分状況（国費ベース）》

区 分	取組面積 (ha)	要望額※ (百万円)	配分額 (百万円)	充当率 (%)
多面的機能支払	75,929	2,638	2,371	90
中山間地域等直接支払	24,117	1,725	1,725	100
小計	100,046	4,363	4,096	94
環境保全型農業直接支払	4,063	96	8月内示	
計	104,109	4,459		

※ 要望額は県予算額であること。

2 日本型直接支払制度における財政負担の軽減

- 国は「国・地方・農業者等に利益が及ぶ」という考え方のもと、国と地方がそれぞれ負担する制度設計としているが、農業・農村の有する多面的機能の発揮による効果は国民全体が享受するもの。
- 現在、一定の地方財政措置がなされているが、「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」の施行に伴って日本型直接支払の取組の拡大に当たっては、県や市町村の財政負担が課題となることから地方財政措置の充実が望まれるところ。

《日本型直接支払制度の地方財政措置（平成30年度）》

注：(%)は支払総額に対する割合			
1 多面的機能直接支払			
国(50%)	県(25%)		
	普通交付税措置 6割 (15%)	特別交付税措置 残余の4割 (4%)	実負担予定額 (6%)
	市町村(25%)		
	普通交付税措置 6割 (15%)	特別交付税措置 残余の6割 (6%)	実負担 予定額 (4%)
2 中山間地域等直接支払			
国(50%又は1/3)	県(25%又は1/3)		
	普通交付税措置 1/3 (8.33%)	特別交付税措置 残余の5割 (8.33%)	実負担予定額 (8.34%)
	市町村(25%又は1/3)		
	普通交付税措置 1/3 (8.33%)	特別交付税措置 残余の7割 (11.66%)	実負担 予定額 (5.01%)
3 環境保全型農業直接支払			
国(50%)	県(25%)		
	普通交付税措置 5割 (12.5%)	特別交付税措置 残余の5割 (6.25%)	実負担予定額 (6.25%)
	市町村(25%)		
	普通交付税措置 5割 (12.5%)	特別交付税措置 残余の7割 (8.75%)	実負担 予定額 (3.75%)

【県担当部局】農林水産部 農業振興課、農業普及技術課、農村建設課

《 要 望 事 項 》

3 産地づくりに必要な施設等の整備に対する支援

産地の基盤強化や競争力強化など、園芸をはじめ地域農業の振興に重要な役割を果たす「強い農業・担い手づくり総合支援交付金（産地基幹施設等支援タイプ）」及び「産地パワーアップ事業」を継続するとともに、必要な予算を十分に措置するよう要望します。

また、「強い農業・担い手づくり総合支援交付金（産地基幹施設等支援タイプ）」については、農作物の品質や単収などが高い水準にある産地においても、産地の更なる発展に向けて制度を活用できるよう、成果目標基準の見直しを要望します。

【現状と課題】

- 「強い農業・担い手づくり総合支援交付金（産地基幹施設等支援タイプ）」及び「産地パワーアップ事業」による施設等整備は、産地の基盤強化につながり、「強い農業」づくりに大きく貢献しているところ。
- 令和2年度においても、事業実施要望が多く出される見込みであり、国の十分な予算措置が必要。

「強い農業・担い手づくり総合支援交付金（産地基幹施設等支援タイプ）」による事業実施状況

実施年度	実施地区	内訳
平成28年度	3地区	乳業施設の再整備及び大型貯乳施設整備 穀類乾燥調製貯蔵施設（台風被害施設整備） 水稲共同育苗施設の再整備（台風被害施設整備）
令和元年度	2地区	野菜カット工場 乳製品加工施設
令和2年度以降の整備予定		野菜集出荷施設、県南地区コールドセンター 等

- 「強い農業・担い手づくり総合支援交付金（産地基幹施設等支援タイプ）」では、これまでの取組により、農作物の品質や単収が高い水準にある先導的な産地は、成果目標達成のためのポイントの獲得が困難であることから、産地をさらに発展させるための取組に対しても配慮が必要。

「産地パワーアップ事業」による事業実施状況

実施年度	実施地区	内訳
平成29年度	19地区	ピーマン集出荷貯蔵施設、りんご予冷施設 キャベツ栽培機械リース導入 等
平成30年度	10地区	低コスト対候性ハウス及び環境制御装置 パドロン生産技術高度化施設 等
令和元年度	7地区	ピーマン計量包装設備 たまねぎ乾燥調製施設 等
令和2年度以降の整備予定		トマト・パプリカ周年栽培施設 等

【県担当部局】 農林水産部 農産園芸課

《 要 望 事 項 》

4 米需給調整の着実な推進

- (1) 国全体で主食用米の需給と価格安定が図られるように、実効性のある推進体制を確立するよう要望します。
- (2) ミニマムアクセス米について、国内需給に影響を及ぼさないための対策を講じるよう要望します。

【現状と課題】

1 米政策の見直し

- 現在、岩手県農業再生協議会において、米政策の見直しに的確に対応する仕組みの検討を行っているところであるが、国全体で米の需給と価格の安定が図られることが重要であることから、全ての都道府県が需要に応じた生産に取り組むような、実効性のある推進体制を確立することが必要。

【岩手県農業再生協議会の対応】

- 転作も含めた今後の水田農業の推進方針（中期ビジョン）を整理
 - ・ 品目別の推進方針、担い手育成と農地集積の推進方針を整理
 - ・ 県段階の方針は平成 29 年 5 月
- 平成 30 年以降、県農業再生協議会が、生産数量目標に代わる市町村別の生産目安を市町村別に算定・提示（平成 30 年産は平成 29 年 12 月に決定・提示）
- 地域農業再生協議会は、生産目安をもとに、次年産の主食用米及び転作作物の作付け計画を決定・推進

2 ミニマムアクセス米の販売

- ミニマムアクセス米の主食用への仕向け量が増大した場合、国内産主食用米の価格低下が懸念されることから、引き続き、国内需給に影響を及ぼさないよう対策を講ずることが必要。

【県担当部局】 農林水産部 農産園芸課

《 要 望 事 項 》

5 主要農作物種子法廃止後の種子生産・供給体制の維持

水田農業の基幹である米・麦・大豆を生産する上で、極めて重要な生産資材である種子を引き続き安定的に生産・供給するため、以下の措置を講じるよう要望します。

- (1) 種子の安定供給に向けて必要な種子生産用の施設・機械を整備できるよう、「強い農業・担い手づくり総合支援交付金(産地基幹施設等支援タイプ)」の成果目標基準等の見直しを行うこと
- (2) 都道府県が、これまでどおり種子の生産及び普及に取り組むことができるよう、地方交付税措置を堅持すること

【現状と課題】

- 本県の主要農作物種子関連施設は、9ヶ所中6ヶ所において、整備から15年を経過し、施設の老朽化により円滑な種子の安定供給に支障を来すおそれ。

《 種子施設の整備状況 》

整備場所	H30年産種子量 (kg)			整備年度 (注)
	水稲	小麦	大豆	
岩手町	167,300			H10年度
紫波町志和	230,460			H25年度(建屋はH7年築)東日本大震災農業生産対策交付金
紫波町赤石	143,000			H24年度(建屋はH2年築)東日本大震災農業生産対策交付金
花巻市	326,800	180,660		H26年度 強い農業づくり交付金
北上市	302,400		89,760	H8年度
奥州市水沢	361,200			H5、16年度に乾燥機を更新(建屋はS60年築)
奥州市江刺	358,000			H14年度
軽米町		44,040	26,790	S63年度
農業研究センター (原種)	20,799	8,430	2,253	H8年度 地方創生拠点整備交付金を活用し、H29年度に整備

(注) 建屋と乾燥調製機械類の整備が同時に行われていないものについては()に建屋の整備年度を記した。

- 主要農作物種子法廃止後も、本県では、農業生産の根幹をなす稲、麦及び大豆の種子の安定生産・供給体制を引き続き維持していくこととしているが、種子生産の施設・機械の整備に当たっては、強い農業・担い手づくり総合支援交付金(産地基幹施設等支援タイプ)を活用する場合、種子生産による成果目標達成のためのポイントの獲得が困難であることから、優先的に支援を受けられるよう見直しが必要。
- 参議院農林水産委員会の付帯決議に基づいて、都道府県への地方交付税措置の確保、種子の国外流出の防止、特定事業者による種子の独占の防止に万全を期すことが必要。

【県担当部局】 農林水産部 農産園芸課

《 要 望 事 項 》

6 「燃油価格高騰対策」の恒久化

「燃油価格高騰緊急対策」については、園芸農家の安定的な経営が将来にわたり実現するように、恒久的な制度を創設するよう要望します。

【現状と課題】

- 現在実施されている施設園芸等燃油価格高騰緊急対策は、令和2年4月30日まで事業期限が延長されたところ。
- 燃油価格は平成25年以降下落傾向にあったが、平成28年以降は上昇に転じており、今後、社会情勢等により高騰することも想定されるため、将来にわたり、園芸農家の安定的な経営が実現されるよう、恒久的な制度の創設が必要。

《加温期間（11月～4月）の燃油価格の推移》

（円/リットル 税込）

油 種	H24年	H25年	H26年	H27年	H28年	H29年	H30年
A重油	95.3	103.3	86.3	62.8	70.3	81.1	87.6
灯 油	97.8	104.8	88.2	63.9	75.1	85.9	91.8

※石油製品価格調査 A重油：東北 小型ローリー、灯油：岩手 民生用配達価格

※H30年は、重油は11～2月、灯油は11月～3月の平均値

【県担当部局】 農林水産部 農産園芸課

《 要 望 事 項 》

7 畜産業の体質強化に向けた予算の確保

(1) 畜産経営の施設整備等に係る予算の確保

畜産経営の規模拡大等による収益力の強化に向け、「草地畜産基盤整備事業」及び「畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業」を継続するとともに、必要な予算を十分に措置するよう要望します。

(2) 和牛繁殖雌牛の増頭等に係る支援の充実

繁殖雌牛の増頭を図り、子牛の生産拡大により経営の安定につなげていくため、「肉用牛経営安定対策補完事業」を継続するとともに、必要な予算を十分に措置するよう要望します。

【現状と課題】

1 畜産経営の施設整備等に係る予算の確保

- 「草地畜産基盤整備事業」は、草地整備と施設整備を一体的に進めることが可能な事業であり、本県の畜産基盤の強化を図るためには重要な事業。
- 令和元年度は6地区、令和2年度以降は7地区での実施を予定しており、個別経営体の他、公共牧場での草地整備及びTMRセンター等の外部支援組織の施設整備が計画されているところ。
1地区は概ね5か年で完了することとなっていることから、要望額に応じた予算の確保が必要。

【岩手県の草地畜産基盤整備事業の要望額の推移】

(単位：千円)

区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地区数	6	7	6	5	3
要望見込額(国費)	406,699	444,385	581,131	619,120	279,849
増加率 (R1年度対比)	100%	109%	143%	152%	69%

- 「畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業」については、国の平成30年度補正予算で650億円措置されており、本県では、施設整備で約13億円、機械導入で約3億円を要望しているところ。
当該事業の継続実施が不透明な中、本県での令和2年度の施設整備の要望は、補助金ベースで約38億円(33経営体)。
- また、機械導入については、これまでの配分額が要望額の7割に満たない状況であり、酪農や肉用牛の生産基盤の強化を図るため、事業の継続と十分な予算の確保が必要。

【岩手県の「畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業」の要望額と配分額】 (単位：千円)

国の予算区分	H27年度 当初	H27年度 補正	H28年度 補正	H29年度 補正	H30年度 補正	R2年度 要望額
施設整備要望額①	938,587	1,494,317	1,471,479	1,508,341	1,296,852	3,797,994
交付決定額②	350,416	1,220,637	1,471,479	1,508,341	1,296,852	-
充足率(②/①)	37%	82%	100%	100%	100%	-
機械導入要望額③	*1,143,195	783,080	689,818	565,300	314,491	61,000
配分額④	385,742	361,093	309,606	390,594	-	-
充足率(④/③)	34%	46%	45%	69%	-	-
国の予算額	7,515,000	60,981,000	68,481,000	66,549,000	65,000,000	-

※ 機械導入の平成27年度当初は、国で予算措置されていないため、平成26年度補正の値

2 和牛繁殖雌牛の増頭等に係る支援の充実

- 本県の「肉用牛経営安定対策補完事業」による繁殖雌牛の導入実績は、要望頭数の約8割となっており、地域の要望に答えられていない状況であることから、繁殖基盤の強化のため、十分な予算の確保が必要。

【岩手県の「肉用牛経営安定対策補完事業」実績】 (単位：頭)

項目	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
中核	108	17	66	214	228	359	378	288
優繁	-	-	267	290	268	252	180	177
多様性	-	-	-	-	-	-	-	44

※ 一般社団法人岩手県畜産協会 事業実績報告書 (H30年度は見込)

- ①中核：優良な繁殖雌牛の増頭による中核的経営体の育成支援：増頭奨励金単価 8～10万円/頭
 ②優繁：地域の肉用牛改良に必要な優良繁殖雌牛の導入支援：導入奨励金単価 4～5万円/頭
 ③多様性：遺伝的多様性に配慮した血統の繁殖雌牛の導入支援：導入奨励金単価 6～9万円/頭

【岩手県の「肉用牛経営安定対策補完事業」の要望額と配分額】 (単位：千円)

項目	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
要望額①	100,964	113,588	112,678	106,695
配分額②	99,823	104,348	104,264	91,542
配分率②/①	99%	92%	93%	86%
うち中核				
要望額③	27,000	36,600	40,600	37,760
配分額④	27,000	27,360	36,940	25,480
配分率③/④	100%	75%	91%	67%

【県担当部局】農林水産部 畜産課

◀ 要 望 事 項 ▶

8 家畜防疫対策への万全な対応

(1) 豚コレラの感染拡大防止対策の徹底

豚コレラの発生原因と感染経路を早期に究明するとともに、農場への重要な感染源となり得る野生イノシシに対する豚コレラ検査を強化するなど、本病の感染拡大防止対策を徹底するよう要望します。

(2) 越境性動物疾病の空港等での水際対策の強化

豚コレラウイルス等が海外から侵入した可能性が指摘されているほか、旅客携帯品の豚肉製品からアフリカ豚コレラウイルスが確認されていることから、海外発生国からの直行便がある空港等における水際対策を強化するよう要望します。

【現状と課題】

1 豚コレラの感染拡大防止対策の徹底

- 平成 30 年 9 月、岐阜県の豚の飼養農場において、国内で 26 年ぶりに豚コレラが発生。令和元年 5 月 17 日現在で、岐阜県及び愛知県において 23 例の本病の発生が確認されるとともに、野生イノシシ 422 頭の感染を確認。
- 疫学調査の結果、感染した野生イノシシによるウイルスの伝播並びに小動物、人及び物を介したウイルスの農場内への持込みが示唆されている。

【国内における豚コレラ発生状況】（令和元年 5 月 17 日現在）

区分	発生状況	処分頭数
発生農場	23 例（24 農場）：岐阜県 13 例（13 農場） 愛知県 10 例（11 農場）	60,428 頭
関連農場	6 例（26 農場）：岐阜県（2 農場）、愛知県（21 農場）、 長野県・大阪府・滋賀県（各 1 農場）	32,367 頭
関連施設	3 例（3 か所）：岐阜県、長野県	255 頭
合計	50 農場・3 か所	93,050 頭

※ 農林水産省HP

【野生イノシシにおける感染確認状況】（令和元年 5 月 17 日現在）

都道府県	検査頭数	感染頭数	備考
岐阜県	1,116 頭	406 頭	初確認：H30. 9. 13
愛知県	296 頭	16 頭	初確認：H30. 12. 12
その他※	291 頭	0 頭	死亡例のみ検査対象
合計	1,703 頭	422 頭	

※ 農林水産省HP

- 豚コレラについては、平成 19 年に我が国の清浄化が達成されて以降、ワクチン接種は中止しており、本病の発生が全国に拡大した場合の被害は甚大。
- 車両消毒の実施等による侵入防止対策の徹底及び野生イノシシによる感染拡大を防止するため、野生イノシシを対象とした豚コレラワクチンの慎重かつ効果的な使用及び野生イノシシの積極的な捕獲等、検証結果に基づいた継続的な対策が必要。

2 越境性動物疾病の空港等での水際対策の強化

- 国内の豚及び野生イノシシから検出された豚コレラウイルスの遺伝子解析の結果、本ウイルスは豚コレラ発生国から違法に持ち込まれた食品が感染源である可能性が示唆されている。
- 平成 30 年 8 月には、中国において、アジアで初となるアフリカ豚コレラの発生が確認され、その後、モンゴル、ベトナム、カンボジア及び香港へと感染が拡大。
また、中国及びベトナムからの我が国への旅行者の携行品（豚肉製品）からアフリカ豚コレラウイルス遺伝子が検出され、一部からは本病ウイルスが確認されている。

【アジアにおけるアフリカ豚コレラ発生状況】（令和元年 5 月 16 日現在）

発生国名	発生か所数
中国	156 か所（144 農場、4 施設、7 村、1 車両）（21 省、5 自治区、4 直轄市）
モンゴル	11 か所（11 農場）（6 県）
ベトナム	211 か所（211 村）（21 省、2 直轄市）
カンボジア	1 か所（1 農場）（1 州）
香港	1 か所（1 施設）
合計	380 か所

※ 農林水産省HP

【旅客携帯品からのアフリカ豚コレラウイルス遺伝子等検出状況】（令和元年 5 月 16 日現在）

搭乗国	遺伝子陽性件数	ウイルス分離件数	到着空港（件数）
中国	30 件	2 件（中国） ※ 陰性 6 件、他検査中	新千歳（5）、羽田（3）、成田（3）、中部（8）、静岡（1）、関西（1）、福岡（2）、那覇（5）、岡山（1）、大阪港（1）
ベトナム	4 件	※ 検査中	新千歳（1）、成田（2）、中部（1）
合計	34 件	2 件	10 か所

※ 農林水産省HP、動物検疫所HP

- 岩手県においても、中国及び台湾からの国際定期便が就航しており、旅行者の携行品等を介した越境性動物疾病の侵入が懸念されていることから、空港等における豚肉製品の持込防止の徹底等、水際対策の強化が必要

【県担当部局】農林水産部 畜産課

《 要 望 事 項 》

9 農業委員会の活動等に対する予算措置の拡充

- (1) 農地利用推進委員等による人・農地プランの実質化の促進など、農地利用の最適化推進活動のよりの確かつ効果的な実施に向け、委員等の資質向上及び活動に必要な予算を十分に措置するよう要望します。
- (2) 農業委員会組織の新体制への移行に伴い、農業委員会ネットワーク機構が担う農業委員会間の連絡調整や推進委員等の研修、農地に関する情報の収集・整理・提供などの役割が一層重要となっていることから、その活動に必要な予算を十分に措置するよう要望します。

【現状と課題】

- 平成 28 年 4 月 1 日に施行された改正農業委員会法により全市町村が新体制に移行し、農業委員・農地利用最適化推進委員の総数が 133 人（17%）増加。

新体制移行の状況	(移行前)	(移行後)			増員数 ②-①
	農業委員定数 ①	農業委員	最適化推進 委員	計 ②	
計	782 人	423 人	492 人	915 人	133 人

- 農地中間管理事業法の一部改正により、人・農地プランの実質化に向けた地域協議等における農業委員・農地利用最適化推進委員の役割が明確化され、農地利用の最適化推進活動などの成果を上げるためには、委員の資質向上に必要な研修活動等の予算を十分に措置することが必要。

・機構集積支援事業の予算措置状況

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
A: 要望額(千円)	88,536	98,197	89,058	75,115
B: 割当額(千円)	72,293	64,272	60,176	52,091
B/A	81.7%	65.5%	67.6%	69.3%

※特に、資質向上活動の経費は、市町村要望額の 2 割程度に留まる。(5,639 千円→1,144 千円)

- 法律に規定される業務のうち、特に、農地利用の最適化活動を行う農業委員会へのサポート業務を農業委員会ネットワーク機構が的確に実施するためには、必要な予算を十分に措置することが必要。

【県担当部局】 農林水産部 農業振興課

《 要 望 事 項 》

10 農業経営改善促進資金のニーズに対応した貸付枠の配分

効率的・安定的な経営体を目指す意欲ある農業者に対して融通する短期運転資金である農業経営改善促進資金について、地域のニーズに対応するため、十分な貸付枠の配分を行うよう要望します。

【現状と課題】

- 農業経営改善促進資金は、農業者が必要とする種苗代、農薬代等経営に必要な短期運転資金であり、地域のニーズが高い。
- 国の配分額が、本県からの要望額より大幅に低いため、融資機関の要望に応えられない状況。

【県の貸付目標予定額に対する国の貸付け目標額（内示額）】 (百万円)

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
県貸付目標予定額	2,520	2,520	3,138	3,138
国貸付目標額（内示額）	1,974	2,100	2,100	2,100
融資実績	2,018	2,468	2,846	-

平成 30 年度の融資実績は見込

- 国から示された貸付枠の配分では、融資機関等の地域ニーズに対応できない状況にあることから、十分な貸付枠の配分（内示）が必要である。

【県担当部局】 農林水産部 団体指導課

《 要 望 事 項 》

11 森林整備促進のための予算の確保

地球温暖化防止に貢献し、低炭素社会の実現に不可欠な森林を「緑の社会資本」として整備していくため、「森林整備事業」に必要な予算を十分に措置するよう要望します。

また、持続可能な森林経営に不可欠な再生林を強力に推進するため、「林業・木材産業成長産業化促進対策交付金（資源高度利用型施業）」を継続し、必要な予算を十分に措置するよう要望します。

【現状と課題】

- 令和元年度の「森林整備事業」の予算割当は、本県要望額の約9割となったことから、計画的な森林整備の促進や、路網の整備、再生林の一層の推進を図るためには、「森林整備事業」の予算を十分に確保することが必要。
- 生産基盤強化区域内で行う集材及びそれと連携して行う人工造林等の支援を行う「林業・木材産業成長産業化促進対策交付金（資源高度利用型施業）」は、森林整備の効率的な実施のために有効であることから、継続した支援が必要。

《スギ人工林（50年生で主伐）の経営収支》

項 目	金 額
① 植栽・保育に要する経費	114～245 万円/ha
② 伐採収入（立木価格） ※1	90 万円/ha
③=収支（②-①） ※2	▲155～▲24 万円/ha

（平成30年度森林・林業白書から抜粋）

※1 スギ（山元立木）価格 S55:22,707 円/m³ → H29:2,881 円/m³（ピーク時の12.7%）

※2 補助金は含まない。

【県担当部局】農林水産部 森林整備課

《 要 望 事 項 》

12 林業・木材産業成長産業化促進対策交付金予算の確保

搬出間伐や路網整備、高性能林業機械の導入、木材加工流通施設の整備など、川上から川下までの取組を総合的に支援する「林業・木材産業成長産業化促進対策交付金」予算を十分に確保するよう要望します。

【現状と課題】

- 本県では、これまで「林業・木材産業成長産業化促進対策交付金」等の国庫補助事業を活用し、コンテナ苗生産基盤施設の整備、搬出間伐や路網整備、高性能林業機械の導入、木材加工流通施設の整備など、川上から川下までの取組を総合的に支援。
- これにより、コンテナ苗の生産施設は着実に整備され苗木の供給が進んでおり、また、高性能林業機械の導入数（累計）も平成 29 年度末で 344 台と年々増加し、平成 29 年の素材生産量は 149 万 m³と震災前の水準を上回るなど効果を上げているところ。
- 引き続き、木材の需要拡大や安定供給体制の構築を図り、本県林業・木材産業の成長産業化を実現していくため、「林業・木材産業成長産業化促進対策交付金」を活用し、川上から川下までの取組を総合的に支援していくことが必要。

【県担当部局】農林水産部 林業振興課、森林整備課

《 要 望 事 項 》

13 広葉樹林業の振興

- (1) 豊富な広葉樹資源を有する本県において、林業成長産業化の実現に重要な役割を果たす広葉樹林業の振興を図るため、林業経営体の育成や生産・加工体制の整備など、総合的な取組を支援するよう要望します。
- (2) ナラ枯れ被害から広葉樹資源を保全するため、被害地周辺での予防を目的とした伐採について、迅速な対応が可能となる制度の創設を要望します。

【現状と課題】

1 広葉樹林業に対する支援

- 広葉樹は、県内の私有林面積の約5割、県全体の素材生産量の約2割を占める本県林業に欠かすことのできない森林資源。
- 広葉樹の用途は製紙用チップが大半であるものの、ミズナラの大径材など良質なものは家具やフローリング等に使用されるほか、コナラは、国内最大の生産を誇る木炭やしいたけの原木などに活用。
- 広葉樹原木価格の低迷、作業効率の高い針葉樹生産へのシフトのほか、労働者の高齢化や広葉樹伐採が熟練作業であること等により、広葉樹生産量が伸び悩み、広葉樹生産を担う林業経営体の減少等が進んでおり、林業経営体の人材育成や生産基盤の強化などの取組が急務。

2 ナラ枯れ被害対策

- 本県のナラ枯れ被害は、平成22年度に県南部で初めて確認されて以降急速に拡大し、平成29年度には12市町で被害が確認されるなど、通常の防除だけでは被害の拡大を抑止できない状況。
- このため、被害地域周辺での予防を目的とした伐採利用を促進し、ナラ枯れ被害に強い森林への更新が重要であるが、既存の助成制度（「森林整備事業」の更新伐）で実施する場合、森林経営計画の策定地内で1回の申請に5ヘクタール以上必要であるほか、伐採量の上限設定があるため、その活用が限定。

【県担当部局】 農林水産部 林業振興課、森林整備課

《 要 望 事 項 》

14 木質バイオマスエネルギーの導入支援

木質バイオマスを活用した熱電供給設備の整備、チップなどの木質燃料を安定的に生産・供給する体制の整備、「地域内エコシステム」の構築に向けた地域の体制づくりなど、木質バイオマスエネルギー利用の促進を図るための支援を継続するよう要望します。

【現状と課題】

- 木質バイオマスエネルギーを効率的に利用するためには、これまで国庫補助事業を活用して整備した木質バイオマスボイラー等に加え、エネルギー効率の高い熱電供給設備の整備が必要。
- 県内では、小規模なものを含め新たな木質バイオマス発電施設の整備に向けた動きもあり、今後も木質燃料需要の増加が見込まれることから、加工施設の整備等による燃料の安定供給体制の構築に向けた取組が必要。
- さらには、森林資源を地域内で持続的に循環利用する「地域内エコシステム」の構築に向けた体制づくりや技術開発の取組を促進していくため、引き続き、林業成長産業化総合対策など国の総合的な支援が必要。

【県担当部局】 農林水産部 林業振興課

《 要 望 事 項 》

15 非住宅建築物等における木材の利用促進

林業成長産業化の実現に必要な木材の利用を促進するため、民間施設も対象とした木造・内装木質化の助成制度の拡充、専門知識を有する建築士の育成、木造化・内装木質化に必要な製品・技術の開発・普及など、総合的な施策を強化するよう要望します。

【現状と課題】

- 人口減少が進む中、住宅着工戸数の減少が見込まれており、木材需要の拡大に向けては低層非住宅建築物などにおいて新たな木材需要の創出が必要。
- 低層非住宅建築物の木造化・内装木質化を促進するためには、住宅用部材として一般流通している木材を活用し、コスト削減を図るとともに、木造と鉄筋コンクリート造との比較検討を進めるなど、木造の優位性を実証・普及していくほか、現在、木造・木質化の助成対象となっていない民間商業施設等を対象に加えるなど、木材を利用しやすい環境の整備が必要。
- また、中高層建築物等の木造化・内装木質化を促進するためには、専門知識を有する建築士の育成、CLT や耐火木材等の製品技術の開発、構造計算に対応できる JAS 無垢構造材の普及促進等の取組も併せて必要。
- 本県では、岩手県議会の発議により制定された岩手県産木材等利用促進条例が平成 31 年 4 月に施行されたところ。本県をはじめ、全国の地方公共団体においては、地域木材利用促進条例を制定・施行するなど、地域のあらゆる主体が連携し、木材利用の機運醸成に取り組んでいるところであり、地域での木材利用を一層進めるためには総合的な施策の強化が必要。

【県担当部局】 農林水産部 林業振興課

22 野生鳥獣対策の継続・拡充

野生鳥獣による農林業被害とともに、ニホンジカによる高山植物の食害により、植生変化など生態系への影響が懸念されています。

県内のニホンジカからは、基準値を超える放射性セシウムが検出され、狩猟による捕獲数が減少しているため、ニホンジカの個体数を調整する対策として狩猟期間の延長などに取り組んでいますが、これらの対策だけでは、個体数管理や被害防止に必要な捕獲目標を達成できていない状況です。

このため、ニホンジカをはじめとする有害鳥獣の個体数管理や被害防止対策の強化について、国における支援の継続・拡充を図るよう、次のとおり要望します。

《 要望事項 》

1 個体数の適正管理施策の継続・拡充

ニホンジカ等の適正な個体数管理と野生鳥獣による被害を低減するため、都道府県が行う「指定管理鳥獣捕獲等事業」について、必要な財政支援を継続するとともに、捕獲の担い手の確保や大量捕獲技術の開発普及など効果的な個体数管理に資する施策の充実を図るよう要望します。

2 鳥獣被害防止対策の拡充

「鳥獣被害防止総合対策交付金」について、野生鳥獣の捕獲数の増加等に伴い費用負担が増大していることから、有害捕獲活動の上限単価を引き上げるとともに、必要な予算を確保するよう要望します。

【現状と課題】

1 個体数の適正管理施策の継続・拡充

① 狩猟による捕獲圧の低下

野生鳥獣肉から基準値を超える放射性物質が検出され、全県を対象とした出荷制限が行われているため、食用を目的とした狩猟による捕獲頭数が減少し、狩猟を主体とした個体数管理が困難な状況。

② 捕獲の担い手の確保

狩猟者に占める高齢者の割合が高く、個体数管理に必要な捕獲の担い手の確保が困難な状況。

③ 大量捕獲技術の開発・普及

狩猟者に占める高齢者の割合が高い状況を考慮した効果的な捕獲技術の開発・普及が必要。

《ニホンジカ捕獲数の推移》

(単位：頭)

	22年度	27年度	28年度	29年度
狩猟	1,797	629	649	1,078
個体数管理	—	4,110	4,632	6,179
有害捕獲	376	4,806	5,718	7,061
計	2,173	9,545	10,999	14,318

《県内狩猟免許所持者数の推移》

	22年度	27年度	28年度	29年度
狩猟免許所持者数	2,793人	2,810人	2,995人	3,146人
うち60歳以上	62%	63%	62%	62%

2 鳥獣被害防止対策の拡充

① ニホンジカによる被害は年々減少しているものの、依然として全体被害額の過半を占めている状況。

《ニホンジカによる農作物被害額の推移》

(単位：百万円)

	27年度	28年度	29年度
①農作物被害額	402	397	376
②うちニホンジカによる被害額	217	220	192
②/①	54%	55%	51%

② 鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業の上限単価を引き上げることが必要。

《捕獲費用と支援単価》

(単位：円/頭)

①捕獲に要する費用*	②鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業(上限単価)	差額(②-①)
17,230	8,000	△9,230

※指定管理鳥獣捕獲等事業の支払単価

《捕獲費用（内訳）》

（単位：円/頭）

労賃		猟具、保険料等	計
捕獲労賃	個体処理労賃		
12,156	2,067	3,007	17,230

③ 鳥獣被害防止総合対策交付金の岩手県への交付額は8割程度の状況。

《鳥獣被害防止総合対策交付金等の本県に対する予算措置状況》 （単位：千円）

区分	26年度	29年度	30年度	令和元年度
要望額①	139,542	163,982	161,174	201,945
交付額②	139,542	121,065	126,258	173,343 ※内示額
充足率②/①	100%	74%	78%	86%

【県担当部局】 環境生活部 自然保護課
農林水産部 農業振興課

23 農地・森林・水産基盤の整備及び保全

「強い農林水産業」の実現に向け、農地・森林・水産基盤の整備及び保全に関する施策の充実を図るよう、次のとおり要望します。

《 要 望 事 項 》

1 農山漁村地域整備交付金の予算措置

「強い農林水産業」の実現に向け、遅れている本県農山漁村の生産基盤や生活環境施設の整備を推進するため、農山漁村地域整備計画の着実な実施が図られるよう、「農山漁村地域整備交付金」について、必要な予算の十分な措置を要望します。

【現状と課題】

- 農林水産省所管の令和元年度公共事業全体予算は、対前年度比 120% (7,970 億円/6,668 億円) と増額になっており、「農山漁村地域整備交付金」も、107% (977 億円/917 億円) と増額。

《農林水産省所管公共事業費の推移》

(単位：億円)

事 項	H28		H29		H30		R1	
	当初	+H27 補正	当初	+H28 補正	当初	+H29 補正	当初	+H30 補正
農業農村整備	2,962	3,952	3,084	4,664	3,211	4,581	3,771	5,184
林野公共	1,800	2,020	1,800	2,210	1,800	2,120	2,269	2,646
水産基盤整備	700	780	700	860	700	819	900	1,139
海岸	40	40	40	40	40	42	53	61
農山漁村地域整備交付金	1,067	1,067	1,017	1,017	917	917	977	1,027
一般公共事業費計	6,569	7,859	6,641	8,791	6,668	8,479	7,970	10,057

- 本県農林水産分野予算における「農山漁村地域整備交付金」は重要な財源であるが、第2期農山漁村地域整備計画期間(H27～R1)におけるこれまでの本県への国費配分額は、令和元年度までの実績が 149 億円で、計画の 319 億円に対する進捗率は 46.8%。

《第2期農山漁村地域整備計画(H27～R1)に対する配分状況(国費ベース)》

上段：各年度国費
下段：(累計国費)
(単位：百万円)

項 目	H27	H28	H29	H30	R1	計
農山漁村地域整備計画	7,531 (7,531)	8,046 (15,577)	7,206 (22,783)	7,258 (30,040)	1,834 (31,874)	31,874 (31,874)
国庫配分額	3,028 (3,028)	3,210 (6,238)	3,071 (9,309)	2,791 (12,100)	2,825 (14,925)	14,925 (14,925)
充足率	40.2%	39.9%	42.6%	38.5%	154.0%	-
進捗率 (配分累計/全体計画額)	実績 (計画) 9.5% (23.6%)	19.6% (48.9%)	29.2% (71.5%)	38.0% (94.3%)	46.8% (100%)	46.8% (100%)

【県担当部局】農林水産部 農村建設課、畜産課、森林整備課、森林保全課、漁港漁村課

《 要 望 事 項 》

2 農業農村整備事業予算の確保等

農業競争力強化のための水田の大区画化・汎用化、「農地中間管理事業」を活用した担い手への農地利用集積、国土強靱化のための農業水利施設の長寿命化等の推進が必要であることから、基盤整備に係る本県の実情を斟酌の上、引き続き、農業農村整備関係予算の確保と本県への配分を行うよう要望します。

【現状と課題】

- 本県の水田整備率（52.0%）は、東北で最も低位。
また、これまで整備した基幹的農業水利施設のうち、今後10年で耐用年数を超過する施設が、水路では3分の1を超えるなど多数。

《東北における本県の水田整備等の状況（H28年度）》

区 分	岩手	青森	宮城	秋田	山形	福島	出典
水田整備率(%)	52.0	65.8	66.8	66.9	76.2	71.9	農林水産省データ

《本県の基幹的水利施設における耐用年数の実態（H30年度末現在）》

施設種別	標準耐用年数	施設総数	耐用年数超過の実態				出典
			平成30年度末		令和10年度末見込み		
			施設数	割合	施設数	割合	
水路	40年	1,400km	329km	24%	632km	45% (21ポイント増)	岩手県農業水利施設の維持更新計画 (H30年度改定版)
頭首工	50年	66箇所	15箇所	23%	25箇所	38% (15ポイント増)	
ポンプ場	20年	50箇所	21箇所	42%	46箇所	92% (50ポイント増)	

- 農業農村整備事業を推進する必要がある中、本県では、令和元年度予算として173億円を実質的な事業執行額として確保したところであり、その内訳としては、当初予算が92億円（国営負担金の過年度償還金を除く）、平成30年度補正の繰越予算が81億円という状況。

《令和元年度の事業執行額》 []は構成比率

R1年度（公共事業、通常分）（億円）		
計	R1年度 当初予算	H30年度 補正予算
173 [100%]	92 [53%]	81 [47%]

※通常分のうち国営負担金の過年度償還金を除く

- 今後、地域からの整備要望に応じて新規地区の採択を進めるためには、毎年度編成される安定的な当初予算の十分な確保が必要。

《ほ場整備事業新規採択希望地区数の推移》

	H30年度 新規採択地区	R1年度 新規採択地区	R2~5年度新規採択 希望地区(年平均)
地区数	7地区	12地区	69地区(17地区)

《事業の実施期間の延伸状況》

	標準工期（計画） ①	事業期間（実績）※ ②	②/①
年数	6年	10.6年	1.8倍

※ 過去5か年（H26～H30）に完了した経営体育成基盤整備事業実施地区の平均事業期間

【県担当部局】 農林水産部 農村計画課

《 要 望 事 項 》

3 国営土地改良事業の着実な推進

(1) 国営土地改良事業実施地区の予算確保

国営土地改良事業の効果の早期発現に向け、必要な予算を確保するとともに、一層の工事コスト縮減に努めながら事業を実施するよう要望します。

(2) 「山王海三期地区」の早期事業着手

施設の老朽化対策が喫緊の課題となっている「山王海三期地区」について、早期に事業着手するよう要望します。

(3) 小水力発電施設整備の推進

国営事業に計画されている小水力発電施設について、土地改良施設の維持管理費の負担軽減を図るため、早期供用開始に向けた整備を推進するよう要望します。

【現状と課題】

1 国営土地改良事業実施地区の予算確保

- 現在本県で6地区の国営土地改良事業を実施しているが、事業内容は前歴事業で整備した老朽化している施設の更新・整備。
- 国営土地改良事業地区では、老朽化施設の更新・整備の遅れにより用水確保に支障を来たした場合、地域農業に与える影響が大きいことから、事業効果の早期発現に向け、必要な予算の確保が必要。

《県内の国営土地改良事業実施中地区の予算状況》

事業名	地区名	工期	事業費 (百万円)					
			全体	H30 迄	R1			R2以降
					要求	割当	充足率	
国営かんがい排水	わがちゅうおう和賀中央	H25～R5	28,143	11,866	2,571	2,981	115.9%	13,296
〃	いわてさんろく岩手山麓	H26～R4	21,314	5,917	2,370	2,970	125.3%	12,427
〃	とよさわがわ豊沢川	H27～R4	7,715	1,926	700	1,117	159.6%	4,672
国営施設応急対策	すかわ川	H28～R4	4,632	1,644	630	455	72.2%	2,533
〃	もりおかなんぶ盛岡南部	H30～R7	4,063	240	300	270	90.0%	3,553
〃	しづくいしがわえんがん雫石川沿岸	R1～R6	1,500	—	90	90	100.0%	1,410
	6地区							

2 「山王海三期地区」の早期事業着手

平成 30 年度に調査着手した山王海三期地区では、前歴事業（「国営山王海土地改良事業」(S54～H3)、
「国営山王海（二期）土地改良事業」(H2～H16)）で整備対象外とした施設を中心に著しい経年劣化
が見られ、農業用水の安定供給が懸念される状況となっており、早期の事業着手が必要。

《地区の概要》

地区名	関係市町村	関係土地改良区	予定事業量	調査期間	備考
さんおうかい 山王海 さんき 三期	花巻市 紫波町 矢巾町	山王海 土地改良区	ダム管理設備の更新 水管理設備の更新 土木構造物の補修 ゲート設備の更新 パイプラインの補修 小水力発電設備の新設	H30～	(ダム管理設備、水管 理設備)耐用年数超 過 (頭首工)コンクリー ト剥離、ゲート劣化 (パイプライン)漏水

3 小水力発電施設整備の推進

現在実施中の和賀中央地区及び豊沢川地区において、土地改良施設の維持管理費の負担軽減を図る
ため、小水力発電施設の整備が計画されているところ。

これら 2 地区の小水力発電施設について、国営事業の工期内に売電開始できるように整備を推進す
ることが必要。

《地区の状況》

- 平成 28 年 5 月、送電線の空き容量の不足から、東北電力では北東北 3 県全域で、小水力発
電施設で発電した電力の受入れを制限。
- 平成 28 年 10 月、北東北 3 県で送電線等の増強工事費の共同負担者を募る手続き「電源接続
案件募集プロセス」が開始され、東北農政局ではこれに応募。
以降、「募集プロセス」の手続きが進められ、平成 30 年 11 月、東北農政局が優先的に系統
連系できる者に決定。
- 東北電力では、令和元年 5 月の「募集プロセス」完了後、3 年程度を目処（令和 4 年度頃）
に、年間可能発電電力量の一部の受入を開始するとしており、受入開始に間に合うように小水
力発電施設の整備を推進することが必要。

【県担当部局】 農林水産部 農村計画課

《 要 望 事 項 》

4 県有林の経営改善に向けた支援

- (1) 分収方式により造林を推進してきた県有林事業の日本政策金融公庫資金に係る起債について、任意繰上償還及び低金利な資金への借換えを可能とする措置を講じるよう要望します。
- (2) 県有林事業の経営改善を図るため、分収方式による県営林事業の起債に係る利子相当額について、林業公社の経営安定化対策と同様に特別交付税措置を講じるよう要望します。

【現状と課題】

- 日本政策金融公庫資金の任意繰上償還は平成 17 年度から 19 年度まで措置されていたが、平成 20 年度以降は措置されていない。
日本政策金融公庫からの本県の起債は元金 548 億円、利息 205 億円、合計 753 億円（平成 31 年 4 月 1 日現在）となっているが、このうち、利率 6.5% を最高に 3.5% 以上の高金利の元金が 176 億円あり、これらの利子償還が県有林の経営を圧迫している。
- 平成 18 年度からは、林業公社の起債に係る利子相当額が特別交付税措置の対象となっており、都道府県が引き受けた林業公社の起債についても平成 21 年度から同様の措置がなされている。
一方、林業公社事業と両輪で森林の造成を進め、長伐期施業に取り組んできた県営林事業分の起債 386 億円に係る年間利子相当額 983 百万円については、特別交付税措置の対象となされておらず、林業公社事業と同様に利子相当額について特別交付税措置の対象とするよう要望するもの。

【県担当部局】 農林水産部 森林保全課

《 要 望 事 項 》

5 松くい虫等被害対策予算の充実及び拡充

松くい虫やナラ枯れ対策として、必要な予算を十分に措置するとともに、新たな感染源となり得る雪害木や風倒木、被圧木などの整理と、ライフラインや景観に影響を及ぼすおそれのある枯死経過木の整理を行う事業の創設を要望します。

【現状と課題】

- 近年、ナラ枯れ被害が大幅に増加するとともに、松くい虫被害についても先端地域で増加する傾向にあるが、「森林病虫害等防除事業」予算割当は、本県要望の約8割となっている。本県の県木であり、針葉樹資源の約4割を占める「南部アカマツ」を守り、効果的な防除を実施するためには、「森林病虫害等防除事業」の予算を十分に確保することが必要。
- 松くい虫やナラ枯れ被害対策として、雪害木や風倒木、被圧木などの新たな感染源を適切に整理する必要があるが、既存事業では条件が限定される。
- 予算不足等により林内に放置された枯死経過木は、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を契機とした観光振興にとって景観を損ねるだけでなく、倒伏による道路や電線の寸断等、ライフラインに被害を与えるおそれがあるが、それを整理するための補助制度がない。
- 自治体の財政力の差によって対策が遅滞しないよう、市町村及び県の経費負担を伴わない事業が必要。

【県担当部局】 農林水産部 森林整備課

《 要 望 事 項 》

6 漁業集落の安全で快適な生活環境の維持・保全

漁業集落排水施設などの漁業集落環境施設の長寿命化、更新コストの平準化を図るため、「漁業集落環境整備事業」を活用して整備した全ての地区について、機能保全計画の策定や保全工事の実施が可能となるよう、事業採択要件の緩和を要望します。

【現状と課題】

- 平成 26 年 8 月に水産庁が策定した、「インフラ長寿命化計画（行動計画）」において、令和 2 年度までに漁業集落排水施設の機能保全計画を策定すると定められているところ。
- 「漁業集落排水施設」などの漁業集落環境施設については、これまでに「漁業集落環境整備事業」を活用し、市町村が事業主体となり、10 市町村 25 地区で整備。
- 特に、「漁業集落排水施設」については、漁業集落の安全で快適な生活環境の維持・保全に必要な不可欠な施設であるが、老朽化が進行している施設があることから、早期に機能保全計画を策定し、計画的な長寿命化対策を進めていくことが必要であるが、事業採択要件に合致しない地区が生じてきている。

《参考 1：「漁業集落環境整備事業」の採択要件》

漁業依存度（対象集落における総生産額に対する漁業生産額（水産加工業を含む）の割合）又は漁家比率（漁家世帯数／集落世帯数）が第 1 位の漁業集落であること。

《参考 2：整備実績及び要件該当有無》

	整備済	うち、要件非該当	
		(H30. 3 末時点)	(将来見込※)
		市町村数	10
地区数	25	2	—

※ 将来見込については、市町村からの聞き取り結果であり、具体的な地区数は未定。

- このため、「漁業集落排水施設」が今後も持続的に機能発揮できるよう、建設当時に採択要件を満たしていた地区については、機能保全計画の策定や保全工事が可能となるような採択要件の見直しが必要。

【県担当部局】農林水産部 漁港漁村課

《 要 望 事 項 》

7 市町村管理漁港における小規模改良等の整備に向けた財政措置

地域の実情に応じた漁港施設の小規模改良等の整備を推進するため、「漁港機能増進事業」の十分な予算を措置するとともに、市町村が事業主体となって行う事業の地方負担について、公共事業等債を適用するなどの財政措置を講じるよう要望します。

【現状と課題】

- 国では、漁業就労環境の改善などを目的として、平成 29 年度に「漁港機能増進事業（非公共）」を創設。
- 東日本大震災津波で被災した漁港の復旧は概ね完了し、県管理及び市町村管理漁港において、漁業者の減少や高齢化に対応した小規模改良等の整備ニーズが増えてきているところ。
- また、「漁港機能増進事業」において、市町村が事業主体となる場合の地方負担については、公共事業等債の適用となっていない状況。
- このため、計画的に事業が推進できるよう、必要な予算の確保と、地方負担の軽減に向けた財政支援が必要。

《参考 1：本事業の活用状況及び今後の整備ニーズ（平成 31 年 3 月末時点）》

区分	令和元年度		令和 2 年度		令和 3 年度	
	地区数	事業費	地区数	事業費	地区数	事業費
岩手県計	3 地区	38 百万円	6 地区	275 百万円	10 地区	435 百万円
県	3 地区	38 百万円	2 地区	120 百万円	4 地区	130 百万円
市町村	—	—	4 地区	155 百万円	6 地区	305 百万円

《参考 2：現行の地方財政措置》

事業主体	対象となる事業債	備考
県	公共事業等債	充当率 90%、交付税措置あり
市町村	一般補助施設整備等事業債	充当率 75%、交付税措置なし

【県担当部局】 農林水産部 漁港漁村課

24 公共事業予算の安定的・持続的な確保

人口減少社会や今後起こり得る巨大災害の発生などの課題に対し、社会資本の整備による生産性の向上や交流人口の拡大による地域の活性化を図るとともに、県民の生命や財産を守る防災・減災対策、インフラの老朽化対策等の国土強靱化に資する取組を推進していくため、次のとおり要望します。

《 要 望 事 項 》

1 公共事業予算の安定的・持続的な確保

地方創生や国土強靱化を推進するため、国の公共事業関係費の総額を安定的・持続的に確保するよう要望します。

また、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」については、計画期間終了後も引き続き取組を推進するよう要望します。

【現状と課題】

- 平成 30 年 12 月 14 日、「防災・減災、国土強靱化のための 3 か年緊急対策」が閣議決定され、平成 30 年度から令和 2 年度までの間、防災のための重要インフラや国民経済・生活を支える重要インフラ等の機能維持に取り組むこととされた。
- 近年、国の公共事業関係費は 6 兆円程度で推移していたが、令和元年度当初予算では、「防災・減災、国土強靱化のための 3 か年緊急対策」などの臨時・特別の措置により、対前年度 16% 増の総額約 6 兆 9 千億円となった。

《国の公共事業関係費（当初予算）の推移》 (国費：兆円)

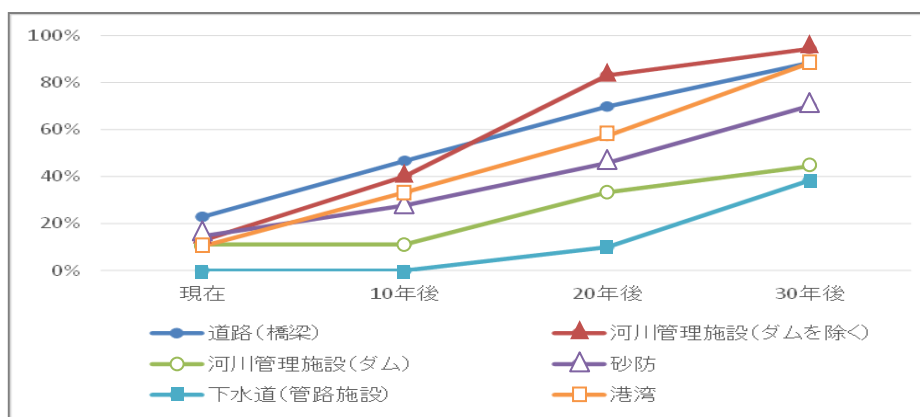
H9 (ピーク)	H27	H28	H29	H30	R1
9.7	6.0	6.0	6.0	6.0	6.9 (0.8)
	前年度比 1.00	1.00	1.00	1.00	1.16

※ () は、全体のうち「臨時・特別の措置」分

※ 「防災・減災、国土強靱化のための 3 か年緊急対策」初年度の平成 30 年度は、補正予算で約 1 兆円が措置された。

- 地方創生の基盤となる社会資本の整備や、国土強靱化に資する防災・減災対策、インフラ老朽化対策等にスピード感を持って取り組むための予算確保が必要。

《岩手県における主なインフラの建設後 50 年以上経過する割合の推移 (H27 推計) 》



出典：岩手県公共施設等総合管理計画

- 広大な県土を持つ本県においては、社会資本の更なる整備が必要であり、「防災・減災、国土強靱化のための 3 か年緊急対策」については、計画期間終了後においても、引き続き取組を進めていくことが必要。

【県担当部局】 県土整備部 県土整備企画室

25 直轄事業等の整備推進

本県における産業の振興や交流・連携の促進、災害に強い県土づくりの推進のため、引き続き直轄事業等の整備を推進するよう、次のとおり要望します。

《 要 望 事 項 》

1 直轄道路整備事業等の推進

内陸における物流の円滑化や地域間の交流・連携の促進、快適・安全な生活の確保を図るため、以下のとおり直轄道路等の整備を推進するよう要望します。

- (1) 一般国道4号の水沢東バイパス、金ヶ崎拡幅及び北上拡幅の早期完成並びに2車線区間の4車線化の早期事業化
- (2) 一般国道46号盛岡西バイパスの2車線区間の早期4車線化
- (3) 一般国道4号の盛岡南道路及び北上花巻道路の調査推進
- (4) 一般国道4号及び一般国道46号の渋滞対策事業中箇所等の早期完成並びに未対策箇所の早期対策
- (5) 秋田自動車道（湯田IC～横手IC）等の高規格幹線道路における暫定2車線区間の4車線化

2 直轄河川改修事業等の推進

北上川は沿川に県内の資産の多くが集中していますが、近年、記録的な大規模出水による被害が相次いで発生していることから、安全で安心できる県土づくりを推進し、以下のとおり直轄河川改修事業等の整備を推進するよう要望します。

- (1) 一関遊水地事業の推進
- (2) 一般河川改修事業（北上川上流）等の推進
- (3) 北上川上流ダム再生事業の推進

3 直轄砂防事業の推進

岩手山、秋田駒ヶ岳の火山活動の影響による荒廃や噴火後の降灰と降雨による土石流等の被害を防止し、県民の安全で安心な暮らしを確保するため、引き続き八幡平山系直轄火山砂防事業の整備を推進するよう要望します。

【現状と課題】

1 直轄道路整備事業等の推進

- 一般国道4号の4車線化率（平成31年4月1日現在）
県内延長：188.6km、4車線区間延長：62.1km、進捗率：32.9%

《主な整備必要箇所》

区分	工区名	全体延長	供用延長	供用率
事業中区間	水沢東バイパス	9.6km	4.6km	47.9%
	金ケ崎拡幅（4車線化）	5.2km	0.0km	0.0%
	北上拡幅（4車線化）	12.2km	9.2km	75.4%
未事業化区間 （4車線化）	一関地区	約4.3km	—	—
	北上拡幅～花巻東バイパス間	約3.0km	—	—

- 自動車産業など、東北有数の産業集積地である北上・金ケ崎地域の渋滞区間の緩和・解消を図るためには、一般国道4号水沢東バイパス、金ケ崎拡幅及び北上拡幅の整備推進と、2車線区間の4車線化に向けた早期事業化が必要。
- 一般国道46号盛岡西バイパス（全体延長7.8km）は、平成25年に全線暫定供用となったが、更なる混雑緩和等を図るためには、2車線区間の早期4車線化が必要。
- 一般国道4号の盛岡南IC入口交差点以南においては、慢性的な渋滞が発生しているとともに、令和元年9月には三次救急医療を担う岩手医科大学附属病院が移転する予定となっており、更に交通量の増加が見込まれ、渋滞の発生が懸念される。一般国道4号の混雑緩和と県内地域医療の中核を担う医療機関へのアクセス確保を図るため、盛岡南道路の調査推進が必要。
- また、北上拡幅から花巻東バイパスまでの2車線区間は、朝夕は慢性的な渋滞が発生し、交通事故も多いことに加えて、フラッシュメモリの新工場建設中の北上工業団地へのアクセス道路となることから、4車線化に向けた北上花巻道路の調査推進が必要。
- 岩手県主要渋滞箇所73箇所のうち一般国道4号及び一般国道46号では24箇所の交差点が該当。そのうち8箇所は対策事業が完了し、一般国道4号折居交差点改良など事業中箇所は8箇所、未対策箇所は8箇所。渋滞を緩和・解消し、円滑な交通流を確保するため、事業中箇所の早期完成及び未対策箇所の早期対策が必要。
- 平成31年3月、秋田自動車道湯田IC～横手IC間が、高速道路の暫定2車線区間の4車線化等候補箇所を選定。
- 高規格幹線道路における防災・減災機能の強化を図るためには、今後も暫定2車線区間の4車線化の推進が必要。

2 直轄河川改修事業等の推進

- 昭和 22 年カスリン台風及び昭和 23 年アイオン台風の洪水による大水害を契機に計画され、昭和 47 年に事業化した一関遊水地事業は、一関市市街地の洪水防御とともに下流部の氾濫防止等に資する事業であり、沿川地域の安全・安心を確保するため、早期完成が必要。
- 平成 29 年度末における県内の国管理河川整備率は、51.3%と低い水準となっており、水害の常襲地域を未だに抱えている状況。

《河川整備率（平成 29 年度末）》

	県管理河川	国管理河川	全 体	備 考
河 川 数	312 河川	16 (14) 河川	314 河川	(14 河川は重複)
河 川 延 長	2,831.4km	291.5km	3,122.9km	(ダム除き)
要改修延長	1,431.7km	272.0km	1,703.7km	(国は左右岸計延長)
改修済延長	699.5km	139.4km	838.9km	(国は左右岸計延長)
河川整備率	48.9%	51.3%	49.2%	

- 平成 19 年や平成 25 年など、近年、四十四田ダムや御所ダムにおいて、ダムの計画高水流量等を上回る規模の洪水が発生し、今後、県都盛岡市に甚大な洪水被害が発生する恐れがあることから、四十四田ダムの治水能力向上に向けた調査の推進が必要。

3 直轄砂防事業の推進

- 平成 26 年 9 月の御嶽山噴火など、全国的に火山活動が活発化しており、早急な対策が必要。
- 岩手山、秋田駒ヶ岳の火山活動の影響による荒廃や噴火後の降灰と降雨による土石流等の被害を防止し、県民の安全で安心な暮らしを確保するため、八幡平山系直轄火山砂防事業を実施。平成 31 年度は 5 箇所が事業が進められる予定。

【県担当部局】 県土整備部 道路建設課、河川課、砂防災害課

26 物流の効率化など生産性向上に資する 社会資本整備への支援

県内では、復興道路の開通を見込んだ沿線地域への企業立地や、内陸部において自動車関連産業や物流関連企業の集積が進んでいるほか、釜石港や宮古港において国際コンテナやフェリーの航路開設が相次いでおり、更なる物流路線の強化や港湾の機能強化が不可欠であるため、次のとおり要望します。

《 要 望 事 項 》

1 重要物流道路の追加指定及び代替・補完路を含めた整備の重点支援

平常時・災害時を問わない安定的な輸送を確保するため、岩手県内の基幹道路等を重要物流道路として追加指定するとともに、代替・補完路を含めて機能強化や整備の重点支援を行うよう要望します。

2 物流の基盤となる道路事業の推進

物流の効率化による産業振興に資するため、内陸部と港湾を結ぶ道路や工業団地へのアクセス道路等、物流の基盤となる道路の整備を着実に推進するための予算を確保するよう要望します。

3 スマートインターチェンジの整備推進

ものづくり産業が集積する花巻・北上地域の物流の効率化や救急医療活動の支援に大きく寄与することが見込まれ、準備段階調査に採択された（仮称）花巻PAスマートインターチェンジの早期事業化と、県内のスマートインターチェンジの整備を着実に進めるための予算を確保するよう要望します。

4 産業振興に資する港湾事業の推進

地域の産業振興に資する港湾整備を着実に推進するための予算を確保するよう要望します。

【現状と課題】

1 重要物流道路の追加指定及び代替・補完路を含めた整備の重点支援

- 平成30年3月30日に成立した「道路法等の一部を改正する法律」により、平常時・災害時を問わない安全かつ円滑な物流を確保するため、「重要物流道路制度」が創設されたところ。
- 平成31年4月1日に、供用中の高規格幹線道路、直轄国道を中心に重要物流道路が指定され、県内の補助国道を中心に代替・補完路が指定されたところ。
- 平常時・災害時を問わない安定的な輸送を確保するため、岩手県内の地域高規格道路や基幹となる補助国道等を重要物流道路として追加指定するとともに、代替・補完路を含めて機能強化や重点整備が必要。

2 物流の基盤となる道路事業の推進

- 広大な県土を有する本県では、都市間の移動に時間を要することから、物流を支え、圏域を越えた交流・連携を促進するための社会資本整備が必要。

3 スマートインターチェンジの整備推進

- スマートICの整備は、既存の高速自動車国道の有効活用のほか、地域経済の活性化及び救急医療体制の構築に資することから、整備予算の確保が必要。

【岩手県内の供用年度（予定含む）】

平成30年度：奥州（4月21日開通済）

令和元年度：滝沢中央（4月20日開通済）

令和2年度：平泉

【岩手県内の準備段階調査中箇所】

花巻PA（平成30年8月10日採択）

4 産業振興に資する港湾事業の推進

- 宮古港出崎地区では、直轄事業で整備が進められている竜神崎防波堤の背後において、令和2年度の完成を目標に旅客ターミナルの整備を県が進めていることから、着実な整備予算の確保が必要。

【県担当部局】 県土整備部 道路建設課、港湾課

27 観光振興に資する社会資本整備等への支援

平成30年における本県の外国人延べ宿泊者数は過去最高を記録したものの、国の観光立国推進基本計画に掲げている令和2年の東北6県の外国人延べ宿泊者数150万人泊の達成に向け、更なる取組が必要です。

また、震災以降回復基調にあった本県の観光入込客数は、平成28年の台風第10号災害により、沿岸地域では震災前の7割程度となっており、震災前の水準に戻すためには、今後も継続的な取組が必要であることから総合的な支援を講じるよう、次のとおり要望します。

《 要 望 事 項 》

1 いわて花巻空港への国際線の受入環境整備の強化に向けた支援の拡充

インバウンドの増加に向け、国際定期便の誘致活動や受入環境整備に対する支援の拡充及び保安対策に係る補助制度を創設するとともに、航空旅客の円滑な受入れのため、いわて花巻空港のC I Q体制の充実・強化を図るよう要望します。

2 いわて花巻空港における国内定期便の維持・拡充に向けた継続的な支援

東日本大震災津波以降就航した「いわて花巻～名古屋（小牧）線」などいわて花巻空港における国内定期便の維持・拡充に向け、継続的な支援を行うよう要望します。

3 フェリーの安定的な就航に向けた取組への支援

平成30年6月22日に本県初となるフェリー航路が開設されたことから、三陸地域における交流人口や物流の拡大を図るため、宮古港におけるフェリーの就航率向上のための取組への支援を行うよう要望します。

4 大型外航クルーズ船の誘致への支援

平成31年4月に10万トンを超える大型クルーズ船が本県で初めて宮古港へ寄港するなど、本県港湾へのクルーズ船寄港の動きが活発化しており、更なる寄港拡大に向けた取組への支援を行うよう要望します。

【現状と課題】

1 いわて花巻空港への国際線の受入環境整備の強化に向けた支援の拡充

- 国では、地方空港の国際航空ネットワーク充実とインバウンド増加に向け、自治体等が誘客・就航促進の取組を行う地方空港を「訪日誘客支援空港」に認定し、着陸料の軽減・補助や受入環境高度化に係る施設整備補助などの支援制度を創設。

空港ごとに「拡大支援型」・「継続支援型」・「育成支援型」の3区分で認定され、「拡大支援型」は着陸料の補助や新規就航経費支援及び受入環境の高度化に係る施設整備補助、「継続支援型」・「育成支援型」は受入環境の高度化に係る施設整備補助の対象となる。

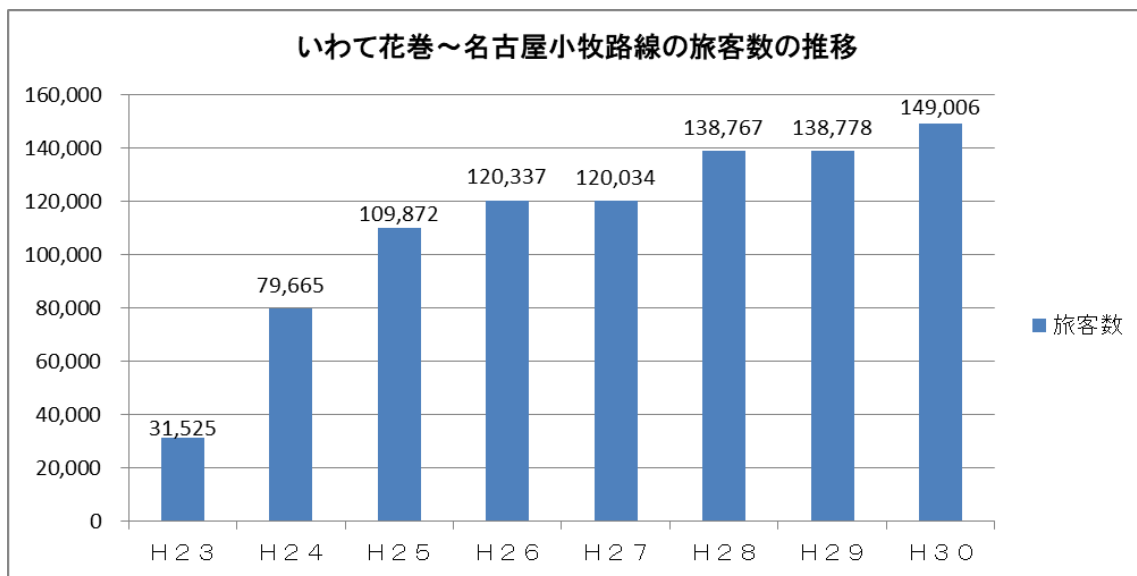
いわて花巻空港は「継続支援型」に認定され、着陸料の補助や新規就航等経費支援が対象外とされているが、県内をはじめ東北のインバウンドの増加を促進するためには、昨年度就航した台北定期便、上海定期便の持続安定的な運航、更なる国際線の運航拡大に向けた着陸料の補助や地上支援業務等の経費への支援が不可欠であり、全ての認定空港について、同等の支援措置が受けられるよう制度の拡充が必要。

- 相次ぐ国際的なテロ事案の発生を踏まえ、ICAO（国際民間航空機関）の国際標準に適合した航空保安対策の抜本的強化が求められている。空港場周フェンスの強化、センサー設置等の対策には多額の費用を要するものの、国の補助がなく、迅速な整備が困難なため、補助制度の創設が必要。
- いわて花巻空港には、C I Q（税関、出入国管理及び検疫）職員が常駐していないため、これまでの国際線の運航では、大船渡、盛岡、仙台等からの出張により手続きを実施。

今後、ますますインバウンドの増加が見込まれる中で、国際便の輻輳時などにおいても、迅速かつ円滑な出入国管理が行われるよう、確実かつ十分な体制の整備が必要。

2 いわて花巻空港における国内定期便の維持・拡充に向けた継続的な支援

- 平成23年5月からFDA（フジドリームエアラインズ）によって運航されている「いわて花巻～名古屋（小牧）線」は、本県の経済・産業の振興や、世界遺産に登録された平泉をはじめとする観光振興にも大きく寄与しており、東日本大震災津波からの復興に向け非常に重要であることから、当該路線の維持・拡充に向け国の継続的な支援が必要。



■便数（いわて花巻～名古屋小牧路線）

	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
上期	※	2	3	3	3	4	4	4
下期	※	2	2	3	3	3・4	3・4	4

※H23. 5～ 2・3 便/週、H23. 8～ 1 便/日、H24. 3～ 2 便/日

3 フェリーの安定的な就航に向けた取組への支援

- 平成 30 年 6 月 22 日に開設された宮古・室蘭フェリーの就航率は、開設から平成 31 年 3 月末までの期間で 91.8%となっており、近傍のフェリーの就航率に比べて低い状況。

《宮古・室蘭フェリー就航率（H30. 6. 22～H31. 3. 31）》

総便数	就航便数	就航率
511	469	91.8%

- フェリー航路開設は、物流や観光などの産業振興に資することから、フェリーの安定的な就航を図るためには、港内静穏度の向上が不可欠であり、藤原防波堤の延伸に関する港湾計画の一部変更への助言が必要。

4 大型外航クルーズ船の誘致への支援

- 本県では、平成 31 年 4 月に本県初となる 10 万トンを超える大型クルーズ船が宮古港へ寄港するなど、クルーズ船寄港の動きが活発化しつつあるが、寄港回数が少ないため、国によるクルーズ船社の招請や商談会の設定等本県港湾を PR することができる機会の増加が必要。

【県担当部局】 政策地域部 交通政策室

県土整備部 県土整備企画室、港湾課

28 災害に強い県土づくりへ向けた 防災・減災対策への支援

平成 28 年 8 月 30 日に台風第 10 号が本県を通過したことに伴い、県内各地で記録的な大雨となり、多くの尊い人命が失われるとともに、床上浸水等による住家被害、河川等の公共土木施設等の被害、幹線道路の寸断など東日本大震災津波を除く過去最大の甚大な被害が発生しました。

被災地の早期復旧・復興はもとより、今回の被災を踏まえた災害に強い県土づくりに向けた防災・減災対策を推進するため、次のとおり要望します。

《 要 望 事 項 》

1 治水対策の推進

県内では、平成 28 年の台風第 10 号など、近年、集中豪雨や台風による洪水被害が頻発していることから、家屋等の浸水被害が発生した区域の再度の災害の防止や事前防災を目的とした治水対策、水位周知河川の指定の推進など、ハード及びソフト対策を一体的・計画的に推進するための予算を確保するよう要望します。

また、大規模な洪水の発生時に大量に堆積した河道の土砂撤去等、緊急的に対応すべき防災・減災対策に資する事業について、防災・安全交付金等による財政措置を継続するよう要望します。

2 県営ダム建設事業の推進

ダム建設による洪水被害の防止や水資源確保等の整備効果の早期発現に向け、築川ダムの整備を着実に推進するための予算を確保するよう要望します。

3 土砂災害対策の推進

砂防堰堤などの土砂災害対策施設の整備を着実に進めるため、必要な予算を確保するよう要望します。

また、土砂災害警戒区域等の基礎調査を概ね 5 年ごとに着実に実施するため、必要な予算の確保と、国費率の嵩上げや地方負担額への起債充当など財政措置の拡充を図るよう要望します。

4 災害に強い道路ネットワークの構築に必要な予算の確保

異常気象時等においても寸断することなく、救命・救急活動や緊急物資の輸送を確実にを行うための災害に強い道路ネットワークを構築するため、必要な予算を確保するよう要望します。

国土強靱化に向けて、「代替・補完路の防災機能強化」に資する事業について、防災・安全交付金の重点配分対象として拡充するよう要望します。

【現状と課題】

1 治水対策の推進

- 河川整備が全国水準と比較し遅れており、平成 25 年 7 月から 9 月にかけて発生した 3 度の局地的豪雨では、内陸部を中心に床上・床下浸水戸数が約 1,900 戸、平成 28 年 8 月の台風第 10 号では沿岸部を中心に河川からの溢水等による浸水戸数が約 2,100 戸と、甚大な被害を受けるなど、近年頻発している豪雨等への備えが不十分な状況。
- 平成 25 年豪雨や平成 28 年台風第 10 号による近年の豪雨災害に対応した再度災害防止対策を最優先として進めている一方で、その他の河川の事前防災対策について必要な予算が措置できず、その対策が長期化している状況。
- また、河川整備等のハード対策に加えて、水位周知河川の指定や洪水浸水想定区域の指定拡大、ホットラインやタイムラインの運用、簡易型河川監視カメラや危機管理型水位計の設置等による河川防災情報の発信強化、および市町村におけるハザードマップ作成や要配慮者利用施設における避難確保計画作成への支援等のソフト施策の推進が必要。

《河川整備率（平成 29 年度末）》

	県管理河川	国管理河川	全体	備考
河川数	312 河川	16 (14) 河川	314 河川	(14 河川は重複)
河川延長	2,831.4km	291.5km	3,122.9km	(ダム除き)
要改修延長	1,431.7km	272.0km	1,703.7km	(国は左右岸計延長)
改修済延長	699.5km	139.4km	838.9km	(国は左右岸計延長)
河川整備率	48.9%	51.3%	49.2%	

《水位周知河川及び洪水浸水想定区域の指定状況（平成 30 年度末）》

水位周知河川	36 河川 45 区間
洪水浸水想定区域	37 河川 (想定最大規模 15 河川)

- 堆積土砂の河道掘削等を計画的に推進するため、平成 25 年度に概ね 5 カ年間の年次計画を策定し取り組んできたが、平成 28 年の台風第 10 号により大量の土砂や流木の堆積が発生。
- 台風の直撃等、大きな出水等により土砂堆積の区間や量が莫大で、通常の河道掘削等のペースでは十分な再度災害防止が出来ないような場合など、その緊急対策へ国費の充当がなされれば、より早急に予防対応が図られることから、「防災・減災、国土強靱化のための 3 か年緊急対策」の継続を要望するもの。

2 県営ダム建設事業の推進

- 一級河川築川では、平成2年、14年の豪雨により沿川の家屋や農地等に浸水被害が発生しており、流域の洪水被害の防止や水資源の確保等のため、築川ダムの早期完成が必要。
- 築川ダム本体は、ダム高の75%まで打設が完了（平成31年3月末時点）し、本年7月の打設完了を目指す。

3 土砂災害対策の推進

- 本県の土砂災害危険箇所は14,348箇所と東北で1番目、全国でも15番目に多い状況。

《土砂災害危険箇所の状況（平成14年度公表）》

岩手県	東北六県平均	全国平均
14,348	7,830	11,177

- 老人ホーム施設等の要配慮者利用施設や避難所、学校・病院等の公共施設がある箇所、被災履歴がある箇所の整備を優先的に進めているが、平成31年3月末時点の整備率は12.6%にとどまっている状況。

《本県の土砂災害対策施設の整備状況（平成31年3月末時点）》

要施設対策箇所(A)	整備済箇所(B)	整備率(B/A)
3,994	503	12.6%

- 平成26年8月に広島市で発生した土砂災害等を踏まえ、平成26年11月に改正土砂災害防止法が成立。
- 平成27年7月に地方交付税算定式における河川費について、基礎調査実施箇所数に応じた補正をするよう省令が改正。
- 基礎調査を概ね5年ごとに全箇所実施するためには、国費率の嵩上げや、地方負担額への起債充当などの財政措置の拡充が必要。
- 平成31年3月末時点における本県の基礎調査実施率は、75.6%。

《本県の土砂災害警戒区域の基礎調査実施状況（平成31年3月末時点）》

	土砂災害警戒区域の 総区域数の推計 (A)	基礎調査 区域数 (B)	調査率 (B/A)
岩手県	14,348	10,840	75.6%
東北	47,683	41,238	86.5%
全国	668,150	629,063	94.1%

4 災害に強い道路ネットワークの構築に必要な予算の確保

- 平成 28 年に発生した台風第 10 号により、一般国道等の緊急輸送道路が各地で寸断され、救援活動や物資輸送等に大きな支障が生じたところ。一方で開通済みの高規格道路は被災がなく、救命救急活動や支援物資輸送など有効に機能したところ。
- 災害時等においても有効に機能する復興道路等の早期完成が急務。併せて、復興道路等を補完し、緊急輸送や代替機能を確保する災害に強い道路ネットワークの構築が必要。
- 県民の命と暮らしを守り、安全・安心を確保するためには、道路施設の的確な老朽化・地震対策や通学路等の交通安全対策に加えて、災害時の孤立回避や早期解消に不可欠な代替・補完路の整備への重点配分が必要。

《平成 28 年台風第 10 号による被害状況》

- ・ 県管理道路の通行規制：54 路線 99 箇所
- ・ 孤立者発生状況：最大 1,093 名

《防災・安全交付金の重点配分の例》 R1 年度当初予算内示

- ・ 老朽化対策に係るもの
- ・ 耐震対策に係るもの
- ・ 通学路における交通安全対策に係るもの
- ・ ユニバーサルデザイン化に係るもの
- ・ 自転車通行空間整備に係るもの

【拡充要望】

- ・ 代替・補完路の整備に係るもの

【県担当部局】 県土整備部 河川課、砂防災害課、道路建設課

29 暮らしの安全・安心の確保に必要な 社会資本整備への支援

少子高齢化、人口減少の急速な進展により都市や住居等を取り巻く環境が大きく変化していることから、これに対応した安全・安心で快適な生活環境の創造や地域の魅力を高めるまちづくりを推進するため、次のとおり要望します。

《 要 望 事 項 》

1 都市基盤整備事業の推進

都市部における円滑な交通を確保し、良好な市街地形成を図るとともに、安全で安心な都市生活と機能的な都市活動を支えるため、都市計画道路や都市公園などの都市基盤施設の整備を着実に推進するための予算を確保するよう要望します。

また、コンパクト・プラス・ネットワークの実現を図るため、立地適正化計画に位置づけられた都市計画道路の整備について、地域の実情に応じて柔軟に重点配分するよう要望します。

2 住宅整備事業の推進

若年・子育て世帯や高齢者をはじめ、全ての入居者が安心して暮らすことができるよう、老朽化した公営住宅の建替えや改善等を計画的に推進するとともに、民間賃貸住宅等を活用して住宅セーフティネット機能の強化を図るための予算を確保するよう要望します。

3 建築物の耐震化に対する支援の拡充

近年の大規模地震の被害状況を踏まえ、建築物及びブロック塀等の耐震化の必要性が再認識されたことから、木造住宅、大規模建築物及び防災拠点建築物の耐震化を着実に進めるため、これらの建築物の耐震診断及び耐震改修に対する支援を拡充するよう要望します。

4 通学路等の交通安全対策の推進

通学路等の交通安全確保のため、歩道整備や無電柱化、自転車利用環境の改善などを計画的に推進するための予算を確保するよう要望します。

【現状と課題】

1 都市基盤整備事業の推進

- 都市部における円滑な交通を確保し、良好な市街地形成を図るため、公共交通の利便性確保や公共施設等へのアクセス向上、渋滞箇所の解消・緩和などに向けた都市計画道路や都市公園などの都市基盤の整備が引き続き必要。
- 社会資本整備総合交付金については、必要な予算が確保できていない状況。特に、都市計画道路盛岡駅本宮線（杜の大橋）の事業継続に支障。着実な事業推進のため、一定規模の安定的な予算の確保が必要。

2 住宅整備事業の推進

- 少子高齢化、人口減少が急速に進展し、若年・子育て世帯や高齢者など住宅の機能や規模等に対するニーズが多様化。
- 若年・子育て世帯や高齢者など全ての入居者が安心して快適に居住できる公営住宅の整備や、老朽化した公営住宅のリフォーム・建替、多様化したニーズに対応した民間賃貸住宅のリフォームの促進等の取組の推進が必要。

3 建築物の耐震化に対する支援の拡充

- 平成 28 年度から耐震対策緊急促進事業の適用期限の延長（3 年間）、耐震改修に係る補助対象単価の引上げ及び建築物の除去に係る補助対象が拡充されたところ。
- 本県では、平成 28 年度から令和 2 年度までを計画期間とする「第 2 期岩手県耐震改修促進計画」（平成 28 年 4 月）を策定し、関係機関と連携しながら計画的な耐震診断・耐震改修の推進に取り組んでいるところ。
- 平成 30 年 6 月に発生した大阪北部地震、また 9 月に発生した北海道胆振東部地震など近年地震が多発している状況から、改めて建築物及びブロック塀等の耐震化への取組が必要と再認識され、なかでも庁舎等の防災拠点となる建築物の耐震化が急がれるところ。
- 耐震診断及び耐震改修に要する費用は、施設所有者、地方公共団体とも負担が大きく、耐震化の取組が円滑に進まないおそれがあることから、費用の低減に向けた取組や更なる支援の拡充が必要。

《耐震化率の目標（第2期岩手県耐震改修促進計画）》

用途等	平成26年度(現状)	令和2年度(目標)
住宅	73% (H25(2013))	85%
多数の者が利用する建築物	87%	95%

《耐震診断の目標（第2期岩手県耐震改修促進計画）》

用途等	目標
住宅	平成28年度から令和2年度までに5,000戸実施。
多数の者が利用する建築物	平成28年度から令和2年度までに200棟実施。
公共建築物 (公営住宅・学校・病院・庁舎)	令和2年度までに、耐震診断率を100%とする。

4 通学路等の交通安全対策の推進

- 県では、道路管理者、交通管理者及び学校関係者が連携し、通学路交通安全プログラムを策定し、歩行者に配慮した安全な通学路の確保に取り組んできたところ。
- 通学路における歩道整備率は、平成30年度末では75.7%となっているものの、未だ歩道が設置されていない区間が残っており、早期に整備を進めていくことが必要。
- 無電柱化計画策定に向け、電線管理者等と協議を実施し、無電柱化整備区間を選定済み。
- 自転車通行における歩行者との混在や車両との接触事故の防止など、自転車通行の安全を確保するため、自転車利用環境の改善が必要。
 - ・ 盛岡市では自転者の安全で快適な自転車走行空間のネットワークの形成を図ることを目的に「盛岡市自転車ネットワーク計画」を平成28年3月策定済

【県担当部局】 県土整備部 都市計画課、建築住宅課、道路環境課

30 社会資本の戦略的な維持管理への支援

これまで整備してきた社会資本の老朽化の進展や東日本大震災津波からの復旧・復興に伴い、今後、施設の維持管理に必要な財政負担が増加することから、戦略的な維持管理による施設の長寿命化等の取組を推進するため、次のとおり要望します。

《 要 望 事 項 》

1 社会資本の適切な維持管理に対する財政措置

社会資本の良好な状態を維持し、安全性・信頼性を確保するため、老朽化した橋梁等の道路施設、河川・海岸施設、ダム施設、砂防施設、港湾施設、公園、下水道、公営住宅などの社会資本について、長寿命化計画等に基づく適切な維持管理に対する財政措置を講じるよう要望します。

2 道路施設の定期点検等に対する財政措置

平成 25 年度の道路法改正等に伴い、道路施設の定期点検が義務化され、地方自治体における道路施設の維持管理費が増加することから、必要な財政措置を講じるよう要望します。

3 道路除雪費等に係る国庫支出金の総額確保

地方自治体が安心して万全の道路除雪を行うため、道路除雪費、除雪機械購入費等に係る国庫支出金総額を確保するよう要望します。

4 下水道施設の改築に対する財政措置の継続

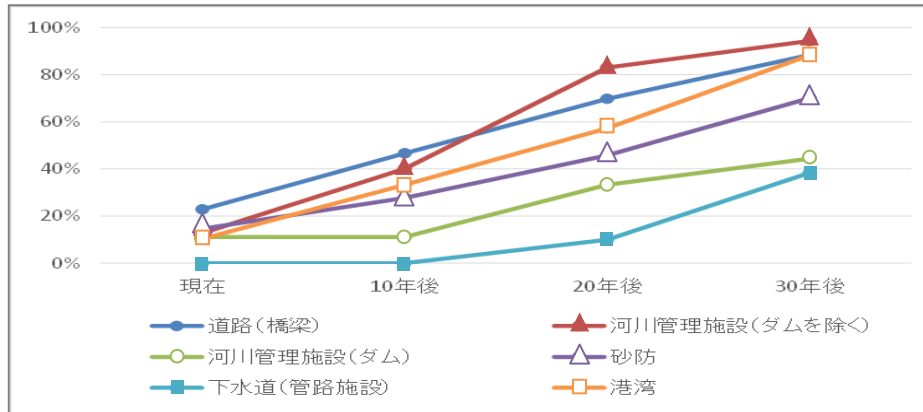
下水道施設は、公衆衛生の確保や公共用水域の水質保全など公共性の高い役割を担っていることから、引き続き、老朽化対策への必要な財政措置を継続するよう要望します。

【現状と課題】

1 社会資本の適切な維持管理に対する財政措置

- 県では、適切な維持管理を推進するため、橋梁や県営住宅などの分野では、長寿命化計画を策定し、限られた予算の中で計画的な維持管理に取り組んできたところ。
- 一方で、今後、老朽化する施設が増加していくことや、東日本大震災津波からの復旧・復興に県を挙げて注力しているところであり、計画の着実な実施のために財政措置が必要。

《岩手県における主なインフラの建設後 50 年以上経過する割合の推移 (H27 推計)》



出典：岩手県公共施設等総合管理計画

2 道路施設の定期点検等に対する財政措置

- 平成 25 年の道路法改正及び平成 26 年の同法施行規則の改正により、①道路橋、②トンネル、③シェッド、④大型カルバート、⑤横断歩道橋、⑥門型標識については、国が定める統一的な基準に基づき、5 年に 1 回の頻度で近接目視により点検を行うことを基本とする旨、定められたところ。
- 平成 31 年度から 2 巡目の点検が開始されるが、県や市町村においては、対象施設が非常に多いことから、国による財政措置が必要。

3 道路除雪費等に係る国庫支出金の総額確保

- 広大な県土を有し、積雪寒冷地域である本県では、道路除排雪による安全な冬期交通の確保が不可欠であるが、道路除雪費は年々増加しており、県財政に占める割合が大きくなっている状況。
- 東日本大震災津波の被災地では、復旧・復興事業が本格化し、人材の確保が困難になっているため、労務単価が上昇。
- 除雪業務は、オペレーターの人件費など除雪経費に占める労務比率が高く、労務単価の上昇が道路除雪費に多大な影響。
- 一方、道路除雪費等に係る国庫補助制度として、社会資本整備総合交付金や道路除雪補助があるが、近年、国費が十分に配分されない状況。
- 県では、厳しい財政運営の中、凍結抑制剤の間欠散布の徹底や、春先除雪における自然融雪の時期を考慮した効率化などコスト削減に取り組んでいるものの、県の単独費の持ち出しが非常に大きな負担となっている状況。

《本県における道路除雪費の推移》

(百万円)

	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
除雪費計	2,701	3,182	3,315	3,680	4,492	4,233	3,883	4,226	5,185	3,883
国費 a	744	559	1,021	1,376	1,270	984	880	894	1,179	1,358

国費要望額 b	898	1,048	1,094	1,411	1,759	1,842	1,452	1,732	2,375	2,561
国費不足分 c=b-a	154	489	73	35	489	858	572	838	1,196	1,203

4 下水道施設の改築に対する財政措置の継続

- 平成 29 年度の財政制度等審議会において、下水道事業については、受益者負担の観点から、国による支援は未普及地域の解消及び雨水対策への重点化の方針が提示されたところ。
- しかし、下水道施設の改築に対する国の財政措置が縮小・廃止された場合、必要な改築が十分に実施できなくなり、下水処理場の機能不全等による公共用水域の水質悪化や下水道管の破損等による汚水の流出、道路陥没事故の発生など、市民生活に重大な影響が及ぶおそれがある。
- また、人口減少が本格化する中、改築費用の財源不足を補うための使用料の引き上げなど住民や自治体負担の増加が懸念される。
- 下水道は、浸水防除、地域の公衆衛生の向上、公共用水域の水質保全など不特定多数に便益が及ぶ公共性の極めて高い事業であることから、引き続き下水道施設の改築への国による必要な財政措置の継続が必要。

【県担当部局】 県土整備部 県土整備企画室、道路環境課、下水環境課

31 新たな教職員定数改善計画の策定

今日的な教育課題の解決に向け、個に応じたきめ細かな教育を実施するとともに、多様な高校教育等の展開に対応するため、新たな教職員定数改善計画を早期に策定し実施するよう、次のとおり要望します。

《 要 望 事 項 》

1 新たな教職員定数改善計画の策定

平成 18 年度以降、義務教育諸学校における教職員定数改善計画の策定が見送られておりますが、新学習指導要領の円滑な実施や個に応じたきめ細かな指導の実現及び教員の働き方改革の推進のため、少人数学級の拡大を含む新たな教職員定数改善計画を早期に策定し、教職員体制の一層の充実を図るよう要望します。

併せて、各種加配定数の拡充についても要望します。

また、同様に、高等学校においても新たな教職員定数改善計画を早期に策定するよう要望します。

【県担当部局】教育委員会事務局 教職員課

32 学校施設の耐震化推進等に係る支援措置の拡充

学校施設は、児童・生徒が一日の大半を過ごす場所であるとともに、災害時には地域住民の応急避難場所となるため、施設の早期耐震化推進や老朽化対応等に係る全ての計画事業を実施できるように、地方財政措置の充実も含め、十分な財政支援措置を講じるよう、次のとおり要望します。

《 要望事項 》

1 公立学校施設の耐震化事業等に対する国庫補助の拡充

公立学校施設（小中学校、幼稚園等）の耐震化事業や老朽化対応に係る国庫補助を拡充するとともに、各自治体が計画する全ての事業が実施できるよう、必要な財源を当初予算において確保するよう要望します。

2 公立高等学校施設の耐震化事業等に対する国庫補助の適用

公立高等学校の耐震化や老朽化対応、冷房設備の設置に係る事業も国庫補助対象とするよう要望します。

3 地方自治体の財政負担の大幅な軽減

全ての耐震補強に係る事業の起債充当率を100%とし、地方の一時的財政負担をなくすよう要望します。

4 私立学校施設の耐震化等に対する国庫補助の拡充

私立学校施設の耐震化事業や老朽化対応に係る事業も国庫補助率を公立学校と同等とし、併せて、県の嵩上げ補助への財政支援措置を講じるよう要望します。

また、私立学校の冷房設備の設置に係る事業についても国庫補助対象とするよう要望します。

【現状と課題】

1 公立学校

(1) 地震防災対策特別措置法の一部改正による特別措置（令和2年度まで）

- 補助率

区 分		原 則	地震特措法による特例	
			Is 値 0.3 未満	Is 値 0.3 以上
小・中学校、幼稚園 校舎・屋体	耐震補強	1 / 3	2 / 3	1 / 2
	改築	1 / 3	1 / 2	—

(2) 耐震化完了の見通し及び課題等

- 公立学校の耐震化については、市町村立の小中学校において、統廃合の調整が未了となっている学校など、一部に調整中のものがあるものの着実に進んでおり、引き続き、計画的に推進する必要がある。

【文部科学省調査（公立学校施設の耐震改修状況調査）】

	H30.4.1 現在	全国平均	全国順位	備 考
小中学校	99.0%	99.2%	34 位	一関第一附属中含む
高等学校	93.4%	98.2%	43 位	盛岡市立高校含む
特別支援	100.0%	99.4%		

※ 非木造（延べ床面積 200 ㎡以上）

(3) 冷房の設置に係る現状

- 本県の公立学校における冷房設備の設置状況は、全国平均と比べ極めて低い水準。設置箇所はパソコン保護等を目的としたものが多い。
- 近年、夏場の猛暑が恒常化しており、特に昨夏は全国的に記録的な猛暑が続き、校内活動の最中に児童生徒、職員が熱中症を発症する事例が多数発生し、生命に直結する問題。
- 昨夏の猛暑を受け、学校や保護者等から冷房設備の充実について強い要請がある。

[H30.8.8 県PTA連合会・県高等学校PTA連合会]

【公立学校施設冷房設備設置状況（普通教室・特別教室）】（文部科学省調査、H30.9.1 現在）

区分	岩手県			全国平均			備 考
	保有室数	設置室数	設置率	保有室数	設置室数	設置率	
小中学校	10,468	592	5.7%	774,902	386,730	49.9%	一関第一附属中含む
高等学校	3,163	311	9.8%	194,070	104,942	54.1%	盛岡市立高校含む
特別支援	683	104	15.2%	48,800	37,960	77.8%	

(4) 国の予算措置状況

- 近年、国の公立学校施設整備に係る当初予算額が全国自治体の建築計画に係る所要額を大幅に下回っており、一部は前年度の補正予算で手当されているものの、計画的な事業推進が困難となっているところ。
- 国の公立学校施設整備予算の減少に伴い、耐震化事業が優先採択される一方で、老朽化に伴う改築事業等の不採択案件が発生。
- 国は、平成 30 年度補正予算によりブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金を創設し、小中学校等の教室を対象に冷房設備設置の支援。(822 億円)

2 私立学校

(1) 耐震化に係る現状

- 耐震化率
 - ・岩手県公共建築物の耐震化の状況調査（H30. 3. 31 時点）
 - ・私立学校全体：84.9%（全棟数 86 棟の内 73 棟）
- 国庫補助率

区 分		原 則
私立学校	耐震補強	1 / 3 ※Is 値 0.3 未満は 1 / 2
	改 築	1 / 3

- 県独自の嵩上げ補助による補助率
補助対象経費の 1 / 6 以内

(2) 耐震化に係る課題

- 第 2 期岩手県耐震改修促進計画における令和 2 年度の目標（80.0%）を達成しているが、公立学校に比較して耐震化が進んでいない状況。私立学校の経営は、個々の学校によって様ではないが、児童・生徒数の減少期にあることもあり、経営は総じて厳しく、現状の補助制度では耐震化工事を行うまで余裕がない状況であることから、県では耐震改修を促進するため公立学校と同等の補助率となるよう独自に嵩上げ補助を実施している。

(3) 冷房の設置に係る現状

- 冷房の設置状況
 - ・普通教室、特別教室、その他の合計で設置率は 34.8% となっており、東北の中でも低い水準にある。総じて厳しく、現状の補助制度では耐震化工事を行うまで余裕がない状況。

冷房の設置室数

（単位：室、%）

	保有室数	設置室数	設置率
幼稚園	580 室	258 室	44.5%
小・中・高	761 室	218 室	28.6%
特別支援	37 室	3 室	8.1%
計	1,378 室	479 室	34.8%

(4) 冷房の設置に係る課題

- 学校環境衛生基準の一部改正等

近年、猛暑が恒常化しており、文部科学省は、平成 30 年 4 月に「学校環境衛生基準」を一部改正し、これまで「10 度以上 30 度以下」だった望ましい室温を、「17 度以上 28 度以下」に変更した。

また、平成 30 年 7 月には愛知県豊田市で校外学習から冷房のない教室に戻った小学 1 年生の男児が熱中症で死亡するなど、全国で熱中症とみられる被害が相次いだところである。

岩手県盛岡市では平成 30 年度に真夏日・猛暑日を合わせて 40 日を超える状況であった。

現在、冷房の設置に活用できる補助金は、大規模な工事を対象とするもののみであることから、大規模な工事を伴わない家庭用エアコン設備等の設置についても補助対象とするなどの財政支援が必要。

【県担当部局】教育委員会事務局 教育企画室
政策地域部 学事振興課

33 大学入試に係る英語の資格・検定試験検定料等の支援

大学入学者選抜において、英語の4技能「聞く」「話す」「読む」「書く」を適切に実施するため、令和2年度から開始される「大学入学共通テスト」の枠組みにおいて、民間事業者等が実施している資格・検定試験が活用されます。

本県の高校生が、それぞれ希望する大学進学を実現するために、居住地域や家庭の経済状況等のやむを得ない事情によって資格・検定試験の受験機会に格差が生じることのないよう、国の財政支援等について、次のとおり要望します。

《 要 望 事 項 》

1 経済状況による受験機会の格差を解消するための検定料の支援

受験生・保護者にとっては、従来の大学入試受験料に加えて、さらに資格・検定試験の検定料の負担が生じることとなり、また、試験によっては検定料が高額なものもあることから、英語の資格・検定試験の検定料に対する国の財政支援を要望します。

2 居住地による受験機会の格差を解消するための実施体制の確立

試験によっては、本県では実施されていないものがあるほか、実施されていても、受験会場が少なく、広大な本県においては、受験に当たって長時間の移動や多額の交通費・宿泊費等の負担を余儀なくされる場合が多いと考えられることから、高等学校を「準会場」とするなど、居住地により受験機会に格差が生じることのない実施体制の確立を要望します。

【現状と課題】

1 平成 31 年度国公立大学入試の受験料

(1) 大学入試センター試験

3 教科以上：18,000 円、2 教科以下：12,000 円、成績通知手数料：800 円

(2) 二次試験

17,000 円（通常、前期分と後期の 2 回分支払う）

2 大学入試センターから参加要件を満たしていることが確認された資格・検定試験の概要

試験名	ケンブリッジ 英語検定	TOEFL iBT テスト	IELTS	TOEIC L&R・ TOEIC S&W
実施主体名	ケンブリッジ 大学英語 検定機構	Educational Testing Service	IDP:IELTS Australia	(一財)国際ビジネス コミュニケーション協会
受験料	25,380 円～ 9,720 円	235 米ドル (約 25,850 円)	25,380 円	L&R：5,725 円 S&W：10,260 円
現在の本県での実施の有無 (無い場合の最寄りの受験会場)	無 (東京)	無 (秋田、仙台)	無 (仙台)	L&R：有(岩手大学) S&W：無(仙台)
試験名	GTEC	TEAP・ TEAP CBT	実用英語技能検定	IELTS
実施主体名	(株)ベネッセコー ポレーション	(公財)日本英語検 定協会	(公財)日本英語検 定協会	ブリティッシュ・ カウンシル
受験料	Ad・Ba・Co： 6,700 円程度 CBT：9,720 円	15,000 円	1 級：16,500 円 準 1 級：9,800 円 2 級：7,500 円 準 2 級：6,900 円 3 級：5,800 円	25,380 円
現在の本県での実施の有無 (無い場合の最寄りの受験会場)	Ad・Ba・Co： 試験を希望する高校 CBT：盛岡市	TEAP：無 (仙台・秋田) TEAP CBT：無 (仙台)	現行の検定とは別に、新たに大学入学 共通テストの対象 となる検定を設定 するものであり、そ の実施会場は未定	無 (仙台)

※ 資格・検定試験は、原則、毎年度全都道府県での実施が要件とされているが、併せて、受験希望者が著しく少ない地域での複数県の合同実施の例外も設けられており、試験によっては県内で実施されない場合もあり得ること。

3 受験生・保護者にとっては、新たに資格・検定試験の検定料の負担が生じることになる。また、試験によっては検定料が高額なものもあることや、2 回までの資格・検定試験の結果を提出できることから、複数回の受験が想定され、検定料の負担は一層大きくなる。

4 試験によっては、本県では実施されていないものがあるほか、実施されていても、受験会場が少なく、広大な本県においては、受験に当たって長時間の移動や多額の交通費・宿泊費等の負担を余儀なくされる。

【県担当部局】教育委員会事務局 学校教育課

34 日本列島北部の文化に関する研究機関の設置

平成 23 年度に「平泉の文化遺産」が、次いで平成 27 年度には「明治日本の産業革命遺産」として橋野鉄鉦山が世界遺産に登録されたことで、東北地方の世界文化遺産は二つとなったところであり、これらの世界遺産を含めた東北地方の文化に関する研究を求める機運が一層高まっていることから、次のとおり要望します。

《 要 望 事 項 》

1 日本列島北部の文化に関する研究機関の設置

奥州藤原氏による平泉文化や日本の近代化の先駆である橋野鉄鉦山に代表される日本列島北部の歴史や文化に主題をおいた国立博物館など、調査研究・資料収集・保存・展示公開等を目的とした総合的な研究拠点施設を、東北の文化を象徴し、日本史を語る上で不可欠な「平泉文化」の中心地である平泉町に設置するよう要望します。

【現状と課題】

- 日本の古代から中世にかけての移行期に当たる 12 世紀の平泉周辺には、わが国のみならずアジアの歴史研究を進める上で、きわめて重要な遺跡や建造物、美術工芸品などが所在している。また橋野鉄鉦山は現存する最古の洋式高炉として、江戸時代末から明治時代における日本の近代化を物語る貴重な物証である。しかし本県に限らず、東北には、日本列島北部の歴史や文化に主題をおいた国立博物館等の研究機関は設置されていないところ。
- 「平泉」や橋野鉄鉦山に象徴される日本列島北部の歴史や文化に視座を定めた国立博物館等の研究機関は未設置であることから、北方の史的観点から日本文化を解明するための調査研究、資料収集・保存、展示公開が立ち遅れることにより、貴重な国民的財産である文化財の保存及び活用に支障が生じる可能性がある。
- 東北文化の総合的な研究に際しては「平泉文化」研究が不可欠であり、その中心地である平泉町に研究拠点を置くことが適当であると考えられること。

【県担当部局】教育委員会事務局 生涯学習文化財課